

ドイツにおけるカジノ規制 —ゲームセンターとの比較の観点から—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 国土交通調査室主任 齋藤 純子
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

I 賭博法制

II 賭博州間協定

- 1 賭博州間協定の制定経緯と概要
- 2 賭博依存症対策

III カジノ法制

- 1 カジノの歴史と現況の概観
- 2 カジノに関する法規制の主な内容

IV ゲームセンター法制

- 1 ゲームセンターの賭博化
- 2 ゲーム機についての規制
- 3 ゲームセンターに対する賭博法制上の規制

おわりに

翻訳：ドイツの賭博に関する州間協定（抄）

ザールラント・カジノ法（抄）

営業法（抄）

ザールラント・ゲームセンター法（抄）

はじめに

人間の射幸心に働きかける賭博には様々な形態があり、それぞれ固有の発展と規制の歴史を有する。例えば、カジノ（Spielbank）とゲームセンター（Spielhalle）は、どちらも賭博依存症（Glücksspielsucht）⁽¹⁾を引き起こす危険性の高いゲーム機賭博を提供する点は共通であるが、ドイツではその規制のあり方は大きく異なる⁽²⁾。両者は賭博市場において競合関係にあるだけに、規制のあり方は競争結果を左右する可能性がある。このため、賭博規制の一貫性のなさ、アンバランスは、厳しく批判されることになる。

* 本稿は、齋藤が「はじめに」、第Ⅲ章、第Ⅳ章及び「おわりに」を、渡辺が第Ⅰ章及び第Ⅱ章を担当して執筆した。インターネット情報は、2015年5月29日現在である。

(1) 専門用語では「病的賭博行動（pathologisches Glücksspielverhalten）」と称し、ドイツでは、アルコール、薬物、タバコ等の各種依存症の1つとして扱われている。該当者は推計20万人以上である。約20年前から精神疾患として扱われ、依存症専門病院や通院制の依存症相談機関で専門治療が行われている。Deutsche Hauptstelle für Suchtfragen e. V.(Hrsg.), *Ein Angebot an alle, die einem nahestehenden Menschen helfen möchten: Alkohol, Medikamente, Tabak, illegale Drogen, süchtiges Verhalten*, 2014, S. 39による。〈http://www.dhs.de/fileadmin/user_upload/pdf/Broschuere_n/Ein_Angebot_an_alle.pdf〉

(2) Hans-Jörg Odenthal, „§20 Das gewerbliche Spielrecht,“ Ihno Gebhardt und Miriam Grüsser-Sinopoli(Hrsg.), *Glücksspiel in Deutschland: Ökonomie, Recht, Sucht*, Berlin: De Gruyter, 2008, S. 400-401.

2012年に発効したドイツの賭博に関する州間協定（以下「賭博州間協定」という。）⁽³⁾は、こうした批判に応じて、カジノとゲームセンターを含む5種類の賭博について共通規定を設けた。賭博州間協定は、賭博依存症の防止という根本的な目標のもとに、一貫性のある統一的な賭博法制を構築することを目指す政策の成果の1つである。州間協定は、本来、各州の間で規定の調和を図るための法形式であるが、賭博州間協定は、これに加えて、種類の異なる賭博の間でも規定の調和を図ろうとするものと見ることができる。

本稿では、日本においてカジノ解禁を求める動きが見られることから、参考としてドイツのカジノ法制を紹介する⁽⁴⁾。その際、ドイツの近年のアプローチに注目し、賭博法制全体の中にカジノの法規制を位置付けて説明する。また、カジノの法規制と比較しながらゲームセンターの法規制を概観し、カジノの法規制のあり方を考える一助としたい。

以下、第I章で賭博法制全体の枠組みについて、第II章で賭博州間協定について、第III章でカジノ法制について、第IV章でゲームセンター法制について、その概要を紹介する。また、賭博州間協定、州のカジノ法の例としてザールラント・カジノ法⁽⁵⁾、ゲームセンター法制として営業法⁽⁶⁾の関係条文及び州のゲームセンター法の例としてザールラント・ゲームセンター法⁽⁷⁾を訳出する。ザールラント州の法律を選んだのは、人口比のカジノ数が全州中で最大であるなどカジノの影響が大きいと思われるためであり、ゲームセンター法についてはカジノ法との対比のためである⁽⁸⁾。

I 賭博法制

ドイツの刑法典⁽⁹⁾は、官庁の許可のない賭博の開催を禁じている（第284条）。しかし、国民の射幸心を根絶することはできないため、賭博を適切な範囲で合法化の方が合理的であるとドイツでは考えられている⁽¹⁰⁾。国家は国民の射幸心を合法的な方向へ導く役割を果たすべきとされており、ドイツでは、賭博の多くは国家独占事業（Staatsmonopol）として行なわれている⁽¹¹⁾。ドイツは連邦制国家であるため、各州も「国家（Staat）」であり⁽¹²⁾、「国

(3) Staatsvertrag zum Glücksspielwesen in Deutschland vom 15. Dezember 2011. 州間協定は、州が立法権限を有する事項について、州間のコンセンサスを得ることを目的として締結される。州間協定は州議会の同意を必要とするので、州法と同格として位置付けられており、州議会の同意と公布を経て州法としての効力を有する。Walter Rudolf, § 141 Kooperation im Bundesstaat, Josef Isensee und Paul Kirchhof, *Handbuch des Staatsrechts Band VI, Dritte, völlig neubearbeitete und erweiterte Auflage*, Heidelberg: C.F. Müller, 2008, S. 1029ff.

(4) 当館調査及び立法考査局における先行研究として、戸田典子【短信：ドイツ】カジノ法—温泉湯治場からオンラインまで『外国の立法』no.215, 2003.2, pp.125-132があり、バーデン・ヴュルテンベルク州の2001年カジノ法の概要が紹介されている。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000512_po_21507.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

(5) Saarländisches Spielbankgesetz vom 20. Juni 2012 (Amtsbl. I S. 156).

(6) Gewerbeordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 22. Februar 1999 (BGBl. I S. 202).

(7) Saarländisches Spielhallengesetz vom 20. Juni 2012 (Amtsbl. I S. 156, 171).

(8) ザールラント州は、フランス及びルクセンブルクと国境を接するドイツ南西部の州である。人口101万人の小州であるが、2005年のデータによれば、全16州の中で、住民あたりのカジノの数が最も多く（100万人あたり7.6か所。全国平均の7.6倍）、住民あたりの総ゲーム収益額（Bruttospielertrag）も1位である（1人あたり40ユーロ。全国平均の3.48倍）。Lothar Hübl, „§5 Der Markt für Spielbanken in Deutschland,“ Gebhardt und Grüsser-Sinopoli(Hrsg.), *op.cit.*(2), S. 101-103.

(9) Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322).

(10) Ihno Gebhardt, „§1 Einführung und Übersicht,“ Gebhardt und Grüsser-Sinopoli(Hrsg.), *op.cit.*(2), S. 5.

(11) 賭博業の国家独占については、公益のための助成財源の確保という目的もあるが、判例上は、財政上の理由はそのみで国家独占という形式を正当化できるものではなく、「公の安全と秩序の維持」という目的を補完するものであるとされている。井上典之「51 カジノ開設の禁止と職業の自由—カジノ決定—」『ドイツの憲法判例Ⅲ』信山社出版, 2008, pp.304-310を参照。

(12) ドイツ連邦共和国は、「連邦」だけでなく、「州」も独自の国家性を有している。田沢五郎『独＝日＝英ビジネス経済法制辞典』郁文堂, 1999, pp.858-859.

家独占事業」とは具体的には「州の公営事業」である。

賭博に関する法律は複数ある。賭博に関する立法権限は州が有するが、連邦により経済法として法制化されている部分もある。賭博法制は、欧州司法裁判所や連邦憲法裁判所の判決を受けて、近年、その枠組みが変容しつつある。以下に、賭博法制の現在の枠組みを紹介する。また、この枠組みを、次の表1に示す。

表1 賭博法制の枠組み

	州	連邦
立法権限を有する事項	公共の安全及び秩序 (基本法第70条第1項)	経済法 (基本法第74条第1項第11号)
賭博に関する法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賭博州間協定 (富くじ、スポーツ賭博、競馬、カジノ、ゲームセンター) ・ 賭博州間協定実施法 ・ カジノ法 ・ ゲームセンター法 (ゲームセンターの営業許可、建築基準及び立地) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競馬・富くじ法 (競馬の開催及び仲介の許可、競馬の開催に関わる税金、富くじ税、スポーツ賭博税) ・ 営業法、ゲーム機令 (ゲームセンターに設置される利得可能性のあるゲーム機の規制)

(出典) 筆者作成。

ドイツの連邦制においては、公共の安全及び秩序に関する事項については、州がその立法権限を有し（基本法第70条第1項）、賭博もこの分野に分類される。ドイツの全16州は賭博州間協定を結んでおり、賭博州間協定は、富くじ（Lotterie）、スポーツ賭博（Sportwetten）、競馬（Rennwetten）、カジノ及びゲームセンターを対象としている⁽¹³⁾。各州は、この賭博州間協定に基づき、賭博州間協定実施法を定めている。その他、各州にカジノ法、ゲームセンター法等がある。

ゲームセンターが賭博の一種とされているのは、ドイツのゲームセンターには、金銭を賭けて利益を得ることができるゲーム機（以下「利得可能性のあるゲーム機」という。）が設置されていることが多いためである⁽¹⁴⁾。賭博州間協定の規定は、ゲームセンターのうち、このような利得可能性のあるゲーム機が設置されているもののみ適用される⁽¹⁵⁾。

ゲームセンターに係る立法権限は、従来、経済法の一部として連邦のみが行って来たが、2006年の連邦制改革によって、連邦が優先的に立法権限を行使することのできる経済法から「ゲームセンター」が除外され、州の立法権限に移行したものである。州は、ゲームセンターの営業許可、建築基準及び立地について定める権限を有するとされている。

他方、連邦は経済法の立法権限を有しており（基本法第74条第1項第11号）、この権

(13) 2012年におけるドイツの賭博市場の総収益は、約107億ユーロ（1ユーロ＝約102.5円（The World Bank, *World Development Indicators 2014* による2012年平均の為替レート））であった。そのうちゲームセンターのゲーム機が41%、各種富くじが37%、カジノが6%、スポーツ賭博が1%である。その他15%は、無許可賭博による収益である。Goldmedia GmbH, *Glücksspielmarkt Deutschland 2017: Marktliche Effekte der Regulierung von Sportwetten in Deutschland Key Facts zur Studie*, 2013, S. 4f. (http://www.deutscherlottoverband.de/fileadmin/user_upload/documents/Key_Facts_Goldmedia_Gluecksspielmarkt_2017.pdf)

(14) あらゆる賭博の形態のうち利得可能性のあるゲーム機による賭博依存症が最も多くなっている。Erläuterungen zum GlüStV vom 7. 12. 2011, S. 41 (http://www.vdai.de/regelwerke/GlueStV/2-GlueAendStV_Erl.pdf)

(15) Hans-Jörg Odenthal, „Das Recht der Spielhallen nach dem Ersten Glücksspieleränderungsstaatsvertrag,“ *Das Gewerbearchiv*, 2012/9, S. 345-346.

限に基づく賭博に係る連邦法として、競馬・富くじ法⁽¹⁶⁾及び営業法がある。競馬・富くじ法は、競馬のブックメーカー（民間業者）の許可等を定める。営業法にはゲームセンターに設置される利得可能性のあるゲーム機を規制する規定（第33c条から第33h条まで）があり、連邦はゲーム機令⁽¹⁷⁾も定めている。連邦が利得可能性のあるゲーム機の立法権限を有するのは、ゲーム機業界を州ごとに異なる規制下に置くことはできないという理由による⁽¹⁸⁾。

このように、競馬及び利得可能性のあるゲーム機は経済法に基づき規制されている。このため、州の賭博法制により規制を受ける富くじやカジノ等と比べて、競馬及び利得可能性のあるゲーム機の規制は緩く、住民を賭博依存症に陥らせる危険が大きいにもかかわらず、民間事業者がこれを営業することができるのは、政策に一貫性がないという批判がなされてきた⁽¹⁹⁾。現在、ドイツにおいては、これらも含めて、より統一的な賭博法制を構築することが目指されている。

II 賭博州間協定

1 賭博州間協定の制定経緯と概要

ドイツの賭博法制の中心は州法であり、その根幹を成すのが賭博州間協定である。その前身は2004年の富くじ州間協定⁽²⁰⁾（2004年7月1日施行）であり、富くじ及びスポーツ賭博のみを適用対象としていた。当該協定は2007年に賭博州間協定として新たに締結され（2008年1月1日施行）、適用対象にカジノが加えられた。賭博州間協定は2011年に改定され（2012年7月1日施行⁽²¹⁾ ⁽²²⁾）、現在に至っている。

(16) Rennwett- und Lotteriegesezt vom 8. April 1922 (RGBl. I S. 335, 393). もともと、連邦の競馬・富くじ法のみが競馬の開催（トータリゼータ方式及びブックメーカー方式）及び仲介の許可について定めていたが、2012年の同法の改正により、州も、競馬の開催及び仲介を定めることができるようになった（競馬・富くじ法第25条第3項）。競馬・富くじ法は、他に富くじ税及びスポーツ賭博税についても定めている。なお、トータリゼータ方式とは、日本で現在行なわれている競馬の配当金の計算方式で、賭金総額から競馬の運営費や税金等を控除し、残額を的中馬券に配分するもので、配当率は事後に決まる。ドイツにおいて、トータリゼータの許可は、競馬を主催する公益団体に留保されている。ブックメーカー方式とは、胴元が提示した配当率に応じて、的中馬券に対して配当が支払われるもの。よって、ブックメーカー方式においては、胴元の利益が保証されていない。Studio フェラル『競馬用語 1000』ゼスト、1997, pp.104-105, 112等を参照。

(17) Verordnung über Spielgeräte und andere Spiele mit Gewinnmöglichkeit (Spielverordnung) in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Januar 2006 (BGBl. I S. 280).

(18) Bodo Pieroth und Frederike Kolbe, „Kapriolen des Föderalismus. Die Entwicklung des Spielhallenrechts seit der Grundgesetzveränderung von 2006,“ Bernd Hartmann und Bodo Pieroth, *Spielbanken und Spielhallen zwischen Landes-, Bundes- und Unionsrecht: Zwei Rechtsgutachten*, Baden-Baden: Nomos, 2013, S. 21. 一般に、連邦全体で経済的統一が必要とされる領域は、連邦の立法権限とされている（基本法第72条第2項）。

(19) Oliver Dörr, „Das Verbot gewerblicher Internetvermittlung von Lotto auf dem Prüfstand der EG-Grundfreiheiten,“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 125(2), 2010.1.15, S. 75f.

(20) Staatsvertrag zum Lotteriewesen in Deutschland. 富くじ州間協定は、従前各州が独自に規制していた賭博を、ドイツ国内で法的な一貫性をもって規制することを目的として締結された。ドイツの富くじについては、『主要国の富くじ要覧 ヨーロッパ編』日本宝くじ協会、2011, pp.91-117を参照。

(21) ノルトライン・ヴェストファーレン州においては、2012年12月1日施行。また協定締結時、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州のみ参加していなかった。同州では、当時のキリスト教民主同盟（CDU）と自由民主党（FDP）の連立政権がリベラルな賭博法を2011年末に制定していた。この法律はインターネット上のカジノも許容し、賭博州間協定と相容れないところが多かったため、同州は当初協定に参加しなかった。しかし、2012年5月の州議会選挙で社会民主党（SPD）と緑の党の連立政権に移行し、前政権の政策が放棄され、同州もその後賭博州間協定に参加した。同州では、協定は2013年2月8日に施行した。Gesetz zur Neuordnung des Glücksspiels in Schleswig-Holstein vom 20. Oktober 2011 (GVBl. SH, S.280). 経緯の詳細は、Rudolf Streinz et al., *Glücks- und Gewinnspielrecht in den Medien: GlüStV·AEUV·GG·StGB·RStV·GWS·JuSchG·JMSStV·IMG·GWG·SteuerR u. a. Kommentar*, München: Beck, 2014, S. 415f. を参照。

(22) Erster Staatsvertrag zur Änderung des Staatsvertrages zum Glücksspielwesen in Deutschland; 渡辺富久子「【ドイツ】賭博に関する州際協定」『外国の立法』no.253-1, 2012.10, pp.20-21. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3567834_po_02530107.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>を参照。

現在の賭博州間協定に大きな影響を与えた判決が2つある。1つは、2006年3月28日の連邦憲法裁判所の判決⁽²³⁾である。この判決は、スポーツ賭博の国家独占が職業の自由を侵害するか否かという問題について、住民の射幸心を抑制するために賭博を国家独占事業とすることは許されるが、そのためには、本来の目的である住民の射幸心の抑制に沿って賭博を提供しなければならないというものであった⁽²⁴⁾。連邦憲法裁判所は、当時の賭博依存症の予防・対策は十分でなく、これを強化しなければ賭博の国家独占という形態は正当化されないとした。そのため、2007年に締結された賭博州間協定においては、賭博依存症の予防・対策が強化され、賭博を国家独占事業とするためには依存症の予防措置が前提とされることとなった。

もう1つ、賭博州間協定に影響を与えたのは、2010年9月8日の欧州司法裁判所の判決⁽²⁵⁾である。この判決は、EUにおけるサービス及び開業の自由の原則とドイツにおける賭博の国家独占との関係について、加盟国が国家独占という制約を設けることは公益を考慮すれば許されるが、射幸心の抑制という賭博州間協定の目的を達成するために国家独占の手段が必要である場合に限り、かつ、これがドイツの中で一貫した方法で行なわれている場合に限る、とするものであった。そのため、2011年に改定された賭博州間協定には、従来連邦法が対象としていた領域である競馬⁽²⁶⁾及びゲームセンターを規制する規定が盛り込まれ、様々な形態の賭博に統一的な規制の枠組みを適用していく方向性が一層明確となった。

次に、2011年に改定された賭博州間協定による規制の概要を表2に示す。賭博州間協定では、全賭博に共通して適用される目標（依存症予防、住民の射幸心のコントロール、青少年保護、賭博の適正な実施、犯罪防止、スポーツ賭博の競技公正性）を含む総則（許可制、インターネット賭博禁止、広告の規制、官庁の監督等）、賭博依存症に関する規定があり、その下に各々の賭博（富くじ、スポーツ賭博、競馬、カジノ、ゲームセンター）についての規定がある。カジノについては定義規定がないのを始め、具体的な規定が少なく、総則以外は各州のカジノ法に規制が委ねられている。

(23) BVerfGE 115, 276.

(24) „4. Verfassungsmäßigkeit eines staatlichen Monopols für Sportwetten,“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 115(12), 2006.5.15, S. 625ff.

(25) EuGH v. 8.9.2010. Rs. C-316/07 等, C-46/08, C-409/06.

(26) 競馬の開催は、従来、連邦の競馬・富くじ法により規制されてきたが、2012年に同法が改正され、州は、競馬の開催及び仲介等について定めることができることになり（第25条第3項）、競馬も賭博州間協定の適用対象となった。Gesetz zur Besteuerung von Sportwetten vom 29. Juni 2012 (BGBl. I S. 1424).

表2 賭博州間協定による規制の概要

		全賭博共通				
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症の発生予防、効果的な依存症対策 ・ 住民の射幸心のコントロール ・ 青少年保護、賭博参加者の保護 ・ 賭博の適正な実施、犯罪防止 ・ スポーツ賭博に関連して、競技の公正性の確保（以上第1条） 					
他の総則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賭博の開催及び仲介に係る州の官庁の許可制 ・ インターネットにおける公営賭博の開催及び仲介の禁止（ただし、全てを禁ずることは現実的でないため一部特例として許可）（以上第4条） ・ 未成年者及び依存症のおそれのある者向け広告の禁止 ・ テレビ、インターネット等における広告の禁止（以上第5条） ・ 州の官庁による監督（第9条） ・ 第1条の目標を達成するために、州による賭博の十分な提供 ・ 賭博は、法律に基づき、州、全州が共同で運営する公的施設、公法上の法人又は公法上の法人が直接若しくは間接に出資する私法上の法人により開催することができる。 ・ 賭博収入の公共、公益、教会又は慈善のための使用（以上第10条） 					
賭博依存症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賭博の開催者及び仲介者による社会的コンセプトの作成、従業員研修（第6条） ・ 情報提供義務（第7条） ・ 利用停止システム（第8条） ・ 賭博依存症の専門家が構成する委員会による賭博の影響の調査及び評価（第9条第5項） ・ 賭博依存症の研究（第11条） 					
賭博の種類	富くじ	スポーツ賭博 (競馬を除く)	競馬	カジノ	ゲームセンター	
個々の規制の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に射幸心を煽るジャックポット方式の富くじは、国家独占事業 ・ 住民への影響について、学術的評価（以上第22条） ・ 危険性の低い富くじは、民間事業者の許可制（第12条～第18条） ・ インターネット上での富くじの開催及び仲介を特例として許可（第4条第5項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲームセンター又はカジノが入った複合施設におけるスポーツ賭博の仲介の禁止（第21条） ・ インターネット上でのスポーツ賭博の開催及び仲介を特例として許可（第4条第5項） ・ 民間事業者にも営業免許を付与（上限20件）。7年間の試行。（第4a条～第4e条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 競馬・富くじ法に基づく許可制 ・ インターネット上での競馬の開催及び仲介を特例として許可 ・ ドイツの許可を有さない海外のブックメーカーへの仲介の禁止（以上第27条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カジノの総数規制（第20条） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゲームセンターの設置及び営業に係る賭博州間協定に基づく許可制 ・ ゲームセンター間の距離規制 ・ 同一の建物内に複数のゲームセンターを置くことの禁止 ・ ゲームセンターの総数規制 ・ 広告・外観の規制 ・ 1日3時間以上の営業休止時間の設定（以上第24条～第26条） 	

(出典) 筆者作成。

2 賭博依存症対策

賭博州間協定は、賭博の提供を抑制的にコントロールしつつ、賭博依存症対策を強化し、賭博依存症に伴う社会的費用⁽²⁷⁾を減じようとしている。賭博依存症対策のために、賭博の開催者及び仲介者には、依存症リスク等に関する事前の情報提供（第7条）並びに社会的コンセプトの作成及び実施（第6条）が義務付けられている。社会的コンセプトとは、依存症対策とその早期発見のために賭博の提供者がとるべき具体的措置をまとめた文書である。さらに、特に射幸心を煽るカジノ等の開催者は、利用停止システムに参加しなければならない（第8条）。

情報提供義務は賭博依存症の予防を、社会的コンセプトは賭博依存症の早期発見及び早期治療を目的とし、利用停止システムは重度の賭博依存症の者に対応するものである⁽²⁸⁾。その概要を次の表3に示す。

表3 賭博州間協定における賭博依存症対策

	情報提供義務（第7条）	社会的コンセプト（第6条）	利用停止システム（第8条）
対象となる賭博関係者	公共賭博（富くじ、スポーツ賭博、ブックメーカー、カジノ、ゲームセンター）の開催者及び仲介者		ジャックポット方式の富くじ、スポーツ賭博及びカジノの開催者
概要	<ul style="list-style-type: none"> 賭博の前に、賭博の費用や得失の蓋然性に関する情報を提供 賭博依存症のリスク、未成年者の参加禁止、相談及び治療の制度を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的コンセプトの作成及び実施 社会的コンセプトには、社会的に有害な賭博の影響の防止措置及び除去方法を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 利用停止者データベースの設置運用 利用停止者データベースには、本人の申請又は他の者からの情報により、賭博依存症の危険がある者、過重債務者等が登録される。 利用停止期間は1年以上。本人が医師の診断書等を提出し、賭博参加のコントロールができるようになったことを証明すれば、解除される。 公共賭博の仲介者による協力義務

（出典）筆者作成。

このうち特に重要なものは、利用停止者データベースの運用による利用停止システムである。このシステムはジャックポット方式の富くじ⁽²⁹⁾、スポーツ賭博及びカジノに共通のシステムであり、賭博の開催者は、本人の申請又は他の者からの情報等により、賭博依存症のおそれがある者や過重債務者を利用停止者データベースに登録する⁽³⁰⁾。これらの賭博の前には、身分証明書の確認が行なわれ、利用停止者データベースのデータと照合される。

(27) 賭博依存症に伴う社会的費用としては、家族や職場の負担、犯罪、治療費用などがある。Ingo Fiedler, *Evaluierung des Sperrsystems in deutschen Spielbanken*, Universität Hamburg, S. 17. (<https://www.bwl.uni-hamburg.de/irdw/dokumente/publikationen/evaluierung-von-sperrsystemen-in-spielbanken.pdf>)

(28) *ibid.*, S. 19.

(29) ジャックポット方式の富くじとは、賭金の一部を次回以降の富くじの賞金とするものをいう（賭博州間協定第13条第2項）。ジャックポットとは、的中者がいなかったために次回に繰り越し加算されて高額となった賞金を指す。『宝くじ事典 平成22年』日本宝くじ協会, 2010, pp.120-121を参照。

(30) 2013年7月1日の利用停止システム開始後の評価によれば、現在、重症な賭博依存症の者のうち15%のみが登録されている（賭博依存症の者の数は、252,000～796,000人とされている）。賭博依存症の者が十分登録されていない大きな理由としては、賭博依存症であることを知った者又は推定する者をカジノの開催者が利用停止者データベースに登録しなければならないが（賭博州間協定第8条第4項）、顧客確保の点からこれを徹底していないことである。Ingo Fiedler, *op.cit.* (27), S. 1, 10.

例えばカジノで利用停止となった者は、他の形態の賭博への参加もできなくなる。

多くの州の賭博州間協定実施法は、利用停止者データベースのデータを賭博研究の目的のために使うことができる旨を定めている。また、多くの州において、賭博依存症の予防及び対策並びに賭博依存症相談のために、賭博からの収益の一部が充てられている。

Ⅲ カジノ法制

1 カジノの歴史と現況の概観

ドイツ最初のカジノは、1720年、温泉保養地バート・エムス (Bad Ems)⁽³¹⁾ に開設されたが、その前身のいわゆる「ゲームの家 (Spielhaus)」の起源は古く14世紀末に遡ると言われる。19世紀にはフランスとイギリスで賭博が禁止されたため、ドイツのカジノが繁栄し、立地市町村の財政を潤した。しかし、1868年7月施行のプロイセンの法律⁽³²⁾により状況は一変し、カジノは1872年末までに閉鎖することを求められた。その後、1933年の公共カジノ許可法⁽³³⁾ (以下「1933年法」) 及び1938年の公共カジノ令⁽³⁴⁾により、カジノは再び開設可能となった。⁽³⁵⁾

この法律及び命令は、戦後、西ドイツで継続適用されたが、1970年の連邦憲法裁判所の決定⁽³⁶⁾によりカジノ法が、州に立法権限がある公共の安全及び秩序に関する法に属することが確認されたため、連邦法としての存続は不可能となった。これらは州法として存続したが、1933年法の想定するカジノは温泉保養地の訪問客対象のものであったため、これに該当しないカジノの開設には、新しいカジノ州法の制定を待たなければならなかった。⁽³⁷⁾

1950年に7しかなかったカジノは、1970年代以降増加を続け2005年には81に達した⁽³⁸⁾。2013年末現在、ドイツには70のカジノが存在し、2013年のカジノ利用者数は576万人、ゲーム総収益は6億1000万ユーロ、カジノから納付された税の総額は2億4800万ユーロである⁽³⁹⁾。ここ10年は金融危機や非喫煙者保護法の影響、競合するゲームセンターや違法なインターネット・カジノの発展等⁽⁴⁰⁾を背景に売上が大幅に減少し、総数も減少傾向にある。現代のカジノは、ルーレット等の伝統的なテーブルゲームだけでなくゲーム機のゲームを提供するのが標準となっており、ドイツ全体のカジノのゲーム総収益の7割以上はゲーム機によるものである⁽⁴¹⁾。また、ゲーム機のみを置くカジノが全体の約4割を占める⁽⁴²⁾。

(31) ドイツ南西部、ライン川の支流の1つであるラーン川沿いの町である。

(32) Gesetz betreffend die Schließung und Beschränkung der öffentlichen Spielbanken vom 1. Juli 1868 (BGBl. des Norddeutschen Bundes S. 367).

(33) Gesetz über die Zulassung öffentlicher Spielbanken vom 14. Juli 1933 (RGBl. I S. 480). 年間7万人 (1924～1930年の平均) 以上の訪問客 (うち15%は外国人) のあった温泉湯治場又は外国のカジノの近接地に限りカジノの開設を認める。

(34) Verordnung über öffentliche Spielbanken vom 27. Juli 1938 (RGBl. I S. 955).

(35) Ihno Gebhardt und Thomas Gohrke, „§22 Spielbankrecht,“ Gebhardt und Grüsser-Sinopoli(Hrsg.), *op.cit.*(2), S. 466.

(36) BverfGE 28, 119.

(37) Gebhardt und Gohrke, *op.cit.*(35), S. 465-466.

(38) Hübl, *op.cit.*(8), S. 103.

(39) *ECA's European Casino Industry Report 2014*, European Casino Association, pp.49-52. ゲーム総収益の額にはトゥロン (Tronc) 収入 (従業員全体へのチップとしてトゥロンという専用箱へ抛出された金) を含む。 (http://www.europecasinoassociation.org/fileadmin/user_upload/Home_About_ECA/ECA_2014_European_Casino_Report.pdf) なお、The World Bank, *World Development Indicators 2014* による2013年平均の為替レートは、1ユーロ=約130円である。

(40) カジノの近年の衰退傾向の原因については、Landtag des Saarlandes, *Drucksache 15/651*, 08.10.2013, S. 5 (http://www.landtag-saar.de/Dokumente/Drucksachen/Gs15_0651.pdf) による。

(41) European Casino Association, *op.cit.*(39), pp.49-50.

(42) カジノの総数が81に達した時点で33がゲーム機のみのカジノだった。Hübl, *op.cit.*(8), S. 104による。

2 カジノに関する法規制の主な内容

各州のカジノ規制は、賭博州間協定、これを補完する州のカジノ法とその下位法令として定められるカジノ規則、さらにカジノの許可に付される条件や負担等の附款によって行われる。各州では賭博州間協定の締結に伴い、従来のカジノ法の改正又は新法の制定が行われた。現在、賭博法の一部としてカジノ法を定めるバーデン・ヴュルテンベルク州を除く15州にカジノに関する単独の法律があるが、その場合でも、賭博に関する一般法にカジノに関する規定が置かれることもある（表4参照）。以下では、各州のカジノ法規の内容を事項別に整理する。なお、特に州ごとに多様な規定が見られる3分野（カジノの開設に関する規制、利用者保護の主な規定（共通利用停止システム以外）及びカジノへの課税とその用途）を選んで、各州法規の特徴的な規定内容を記載した別表（表5）を末尾に掲載しているため、こちらも参照されたい。

(1) 開設に関する規制

賭博の一種であるカジノは、賭博州間協定により州の管轄官庁の許可制とされ、各州において開設されるカジノの数には上限を設けなければならない。各州法は、許可を付与するカジノの数を2～10に制限している。ザールラント州法は、許可数を2以内としているが、各カジノがゲーム機のみをの支店を開設することを認め、その数を制限していないので、実際にはより多くのカジノの開設が可能である。バイエルン州法は、1933年法の考え方を継承し立地先を温泉保養地に限定しているが、これは例外であり、立地先として州内の大都市を指定している州法が多い。許可の有効期間は、ほとんどの州法が10年又は15年としているが、ザールラント州法は例外的に期限を定めないとしている。なお、バイエルン州法には有効期間の定めがない。

運営主体についての州法の規定は多様である。運営を州営企業に独占させる州法はバイエルン州法が唯一であるが、運営を公法上の法人に限る州法や、私法上の法人に認める場合には州の支配（過半の出資等）を条件とする州法（ザールラント等）は多い。他方で、公の関与を求めない州法（ニーダーザクセン等）や民間の運営主体を想定していると思われる州法（メクレンブルク・フォアポンメルン）もある。

カジノの許可を含む監督は、内務省とその下部機関の管轄とされるのが通例であるが、ニーダーザクセン州のみ財務省が監督を行っている。許可の条件として、様々な義務や措置が州法により課されているのが通例である。

(2) 営業に関する規制

営業時間については、カジノ法に規制がなく理論的には24時間営業が可能であると言われ⁽⁴³⁾、実際に祝祭日の営業禁止以外に規制のない州（ブランデンブルク等）もあるが、カジノ規則においてテーブルゲームとゲーム機の別に営業が許される時間を定めていることが多い。ザールラント州法は、1日6時間以上の営業休止時間をカジノ規則によって定めることができると定めているが、同州の現行カジノ規則は具体的な営業休止時間を定めていない。

営業内容の規制の1つとして、インターネット・カジノの禁止がある。賭博州間協定がその開催・仲介を禁じているのを受けて、複数の州法が禁止を明記している（プレーメン等）ほか、この規定の遵守を許可の付与の条件としている州（バーデン・ヴュルテンベルク）もある。

(43) Bernd J. Hartmann, „Sind Spielbanken und Spielhallen gleich zu behandeln?“, Hartmann und Pieroth, *op.cit.*(18), S. 130.

カジノで提供されるゲームの種類については、カジノ規則 (*Spielbankordnung / Spielordnung*) において定めるのが一般的である。ゲーム機の台数と配置間隔については、賭博州間協定にも州法にも規定がない。カジノでは、1人の利用者ができるだけ多数のゲーム機を同時に使えるようにゲーム機を配置しているため、実際に、ゲーム機の配置間隔はゲームセンターより小さくなっている⁽⁴⁴⁾。ただし、4つの州法(バイエルン等)は、許可の付与の際に、設置が許されるゲームテーブルとゲーム機の上限台数を定めることとしている。

一方、ザクセン・アンハルト州法は、ゲームセンターへの設置が許されるゲーム機をカジノに配置することを禁じる規定を置き、カジノの提供するゲームとゲームセンターの提供するゲームを明確に区別しようとしている⁽⁴⁵⁾。

(3) 利用者保護のための措置

(i) 広告規制・情報提供・社会的コンセプトの作成

ゲームのリスクを正しく認識させることは利用者保護のために重要である。賭博州間協定は、賭博一般について広告規制や開催者の利用者に対する情報提供義務、社会的コンセプトの作成義務を定めている。カジノにもこの規制と義務が課せられるが、多くの州法は、この規制と義務を遵守させるための方法として、それぞれ①許可の申請時に社会的コンセプトを提出させること、②許可の条件として広告規制や情報提供義務の遵守を課すこと、③許可の附款において広告制限や情報提供、社会的コンセプトの実施について定めること等を規定している。さらに、ニーダーザクセン州法は、社会的コンセプトの実施と進捗に関する報告書を監督官庁に毎年提出することをカジノに義務付けている。

ザールラント・カジノ社の社会的コンセプトには、入場管理、青少年保護(18歳未満の入場禁止)、匿名で相談できる依存症問題のホットラインの提供、貸金業者の立入禁止、全管理職員が依存症予防の研修を受講済であること、社会的コンセプト受託者及びその代理1名以上の任命、全従業員が観察したことを連絡票に記入して報告することができること、依存症が確認された客をゲームから離脱させ本人の希望があれば適当な援助を始めること、利用停止措置は理由を付して州内の全カジノ、しかるべき取決めがあれば隣接州のカジノにも伝達すること、従業員研修は研修計画によって確実にすることなど17項目が定められている⁽⁴⁶⁾。また、バーデン・ヴュルテンベルク州のように、カジノの作成すべき社会的コンセプトの内容について基準を示している⁽⁴⁷⁾場合もある。

(ii) 入場禁止・ゲーム参加禁止

カジノは、賭博州間協定に規定される各種賭博共通の「利用停止システム」の対象である。カジノの開催者は、利用停止とされた者のデータを登録のために同システムに送信する一方、身分証明書と利用停止者データベースとの照合により入場資格審査を行う。

(44) *ibid.*, S. 130-131. カジノのゲーム機ホールには平均100台、場合によっては300台のスロットマシンが設置されており、その配置密度は2-3㎡あたり1台に達するという。

(45) ゲームセンターへの設置が許されるゲーム機は、連邦のゲーム機令により、賭金の最高額、利得と損失の最高額等に条件が付されているため賭博性の低い種類に限定され、スロットマシンのように賭博性の高いゲーム機はゲームセンターに設置することができない(Hartmann, *op.cit.*(43), S. 128-129)。逆に、連邦法上は、ゲームセンターへの設置が許されるゲーム機はカジノにも設置可能である。実際にはそういうことは行われていないが、これを明確に禁止する規定である(Landtag von Sachsen-Anhalt, *Drucksache* 5/903, 02.10.2007, S. 84-85)。

(46) Die Saarland Spielbanken, „Sozialkonzept.“ <<http://www.saarland-spielbanken.de/web/index.php/en/saarland-spielbanken/sozialkonzept>>

(47) „Merkblatt: Anforderungen an den Inhalt eines Sozialkonzepts (Spielbanken).“ <http://www.gesundheitsamt-bw.de/SiteCollectionDocuments/30_Gesundheitsst_Praevention/Merkblatt%20Sozialkonzept%20Spielbank.pdf> 例えば、利用者保護の意義について当該企業の政策・文化の一部に位置付けること、従業員研修について8時間以上の研修を3年に1回以上実施することなど。

カジノのゲーム機ホールへの入場も、当然この審査の対象となる⁽⁴⁸⁾。各州法は、これと同趣旨の規定を置く。

利得を伴うゲーム（歳の市等で開催され僅少額の景品がもらえるものを除く）に18歳未満の青少年が参加することは、そもそも連邦の青少年保護法によって禁止されている⁽⁴⁹⁾が、各州法は、青少年の営業中のカジノへの入場禁止・ゲーム参加禁止の確保をカジノの開催者の義務として定める。保護対象となる青少年の年齢は、通常、未成年者（18歳未満）であるが、バーデン・ヴュルテンベルク州法とバイエルン州法では21歳未満である。その他、経済的事情が賭博を許さないと思われる者についての利用停止措置、さらにそのデータベースの作成を定める州法もある。このような利用停止措置の前段階の作業として、カジノの客から経済事情を含めその個人データを収集して顧客データベース又は顧客名簿を作成することが5つの州法（バーデン・ヴュルテンベルク等）に規定されている。

(iii) 顧客のゲームへの没頭の防止

バーデン・ヴュルテンベルク州法は、顧客がゲームに熱中し過ぎることのないように、ゲーム区域では現在時刻がわかるようにしておかなければならないと定める。このほか、際限なく資金を賭博に注ぎ込むことのないように、現金自動支払機等、客が現金を調達することのできる設備をゲーム場内に設置することを禁止している州法（ノルトライン・ヴェストファーレン等）がある。また、従業員から顧客への信用の供与も、いくつかの州法（バイエルン等）に禁止が明記されている。

(iv) 賭博依存症研究への支援・協力

賭博州間協定の2011年改正のための州間協定の附則「賭博依存症の回避及び対策のための指針」は、開催者のとるべき対策として、賭博依存症の発生への影響に関するデータの収集と監督官庁への報告、全国共通の相談窓口の設置等を定めている。これを受けて、顧客データを匿名化して依存症研究に提供する権利及び義務を定めている州法⁽⁵⁰⁾がある。

ザールラント州法は、カジノの決算利益（Bilanzgewinn）の一部を、相談機関の運営、賭博監督及び賭博依存症予防措置への専門的助言のために使用することを定める。また、賭博依存症防止のための学術的プロジェクトの資金調達を州が保証することも定める。

メクレンブルク・フォアポンメルン州の賭博州間協定実施法は、賭博依存症のための相談所やプロジェクトについて及び州の管轄官庁が賭博監督を行う際に受ける専門的助言や支援について州がその資金の一部を負担すること、また、賭博依存症の解明のための学術研究についても資金調達を保証することを定める。

(4) 不正防止のための措置

(i) ビデオ監視

全州がカジノ法（ザールラント等）又はカジノ規則（チューリンゲン等）にビデオ監視に関する規定を設け、適正なゲーム運営の確保や客の保護等のためにビデオ監視装置の設置をカジノに義務付け、又は許すことを定めている⁽⁵¹⁾。

(ii) 関係者のゲーム参加禁止・従業員への贈与の禁止

(48) Hartmann, *op.cit.*(43), S. 130.

(49) Jugendschutzgesetz vom 23. Juli 2002 (BGBl. I S. 2730).

(50) ブランデンブルク、プレーメン、ノルトライン・ヴェストファーレンの各州カジノ法並びにベルリン州賭博協定実施法、ヘッセン及びラインラント・プファルツの各州賭博法。

(51) ヘッセン、ラインラント・プファルツ、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの3州では、ゲームセンター法により、ゲームセンターにもビデオ監視を義務付けている。

多くの州においてカジノ法（バーデン・ヴュルテンベルク等）又はカジノ規則（ザールラント等）により、カジノの監督や経営に関与する者とその配偶者又は登録された人生パートナー⁽⁵²⁾のゲームへの参加を禁止している。

また、半数近くの州法（ザールラント等）は、カジノの従業員が顧客から個人でチップ等の贈与を受け取ることを禁止している。禁止していない場合でも、7つの州法（チューリンゲン等）は、個人に提供されたチップは従業員全体への抛出としてトゥロンという専用箱へ直ちに投入しなければならないと定め、個人が受領することを認めていない。

(5) カジノの公益性の確保

税については州法において詳細に定められている。カジノは、カジノ税（Spielbankabgabe）等の納付を義務付けられる。カジノ税は総ゲーム収益（Bruttospielertrag）に対して課され、その税率は州によっても異なるが累進的であることが多い（最低 20% から最高 80% まで）。これに加えて、追加税（weitere Leistung）、さらに利得税（Gewinnabgabe）等が課され、利益の大部分は州に納付される仕組みとなっている。その一部を立地市町村に配分すると定める州法（バイエルン等）もある。

用途については、公共・公益目的に使用されなければならないこと（バイエルン等）や、そのための基金を介して使用すること（ブレーメン、ノルトライン・ヴェストファーレン、チューリンゲン）が定められている。特に、カジノの利益の一部を賭博依存症患者に対する支援等に使用すること⁽⁵³⁾を定めているのは、ザールラント州法（III 2(3)(iv)）、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州法である。

IV ゲームセンター法制

1 ゲームセンターの賭博化

2000年から2014年までにゲームセンターの総数はそれほど変わらなかったが、ゲーム機の設置台数は8万台未満から約15万台へほぼ倍増した。この間に、ゲーム機6～8台の小さなゲームセンターは姿を消し、複数の営業許可を得て合計の許可台数の上限までゲーム機を設置した大型のゲームセンターが登場した。この傾向は、ゲーム機令の改正⁽⁵⁴⁾によって2006年からゲーム機の設置基準が緩和されたことで助長され、またゲーム機の進化によりゲームの魅力が増したため、ゲームセンター・ブームが起きたと言われている。⁽⁵⁵⁾

(52) 身分登録官吏に対する意思表示によって「人生パートナーシップ（Lebenspartnerschaft）」関係を登録した同性の相手。詳しくは、戸田典子「人生パートナーシップ法—同性愛の「結婚」を認めたドイツ—」『外国の立法』no. 212, 2002.5, pp.20-36.

(53) 射幸心によって引き起こされる社会のコストについて賭博提供者の負担を求める「原因者原則（Verursacherprinzip）」の考え方に基づくものと考えられる。賭博提供者の資金負担を求める賭博依存症団体の要求はかなり前からある。Heinz Diegmann, „Rechtliche und rechtspolitische Fragen zur Spielsucht,“ *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 4/2007, S. 127 による。原典は „Forderungen der Deutschen Hauptstelle gegen Suchtfragen e.V.(DHS) zur Sucht- und Drogenpolitik an den Deutschen Bundestag und an die Bundesregierung in der 15. Legislaturperiode,“ Einleitung. <http://www.dhs.de/fileadmin/user_upload/pdf/Arbeitsfeld_Suchthilfe/forderungen_der_dhs_zur_sucht-_und_drogenpolitik.pdf>

(54) Fünfte Verordnung zur Änderung der Spielverordnung vom 17. Dezember 2005 (BGBl. I S. 3495). この改正に対する批判として、Diegmann, *ibid.*, S. 128 参照。

(55) *Angebotsstruktur der Spielhallen und Geldspielgeräte in Deutschland; Stichtag: 1.1.2012, Erste Untersuchungsergebnisse*, S. 6, 8-9. <<http://akspielsucht.de/wp-content/uploads/2012/06/2012-Ergebnisse.pdf>>; Jürgen Trümper und Christiane Heimann, *Angebotsstruktur der Spielhallen und Geldspielgeräte in Deutschland*, Stand: 1.1.2014, 12. Aktualisierte und erweiterte Aufl., Arbeitskreis gegen Spielsucht e.V., September 2014, S. 12. <<http://akspielsucht.de/wp-content/uploads/2014/10/Ergebnisse.pdf>> ゲームセンター及びゲーム機の統計の典拠としたこの調査は、全国の市町村に対するアンケート結果を賭博依存症問題団体が集計したもので、1994年から継続的に行われている。調査対象のゲーム機は、金銭の利得可能性のあるゲーム機、すなわちゲーム機令にいう「金銭獲得ゲーム機（Geldspielgeräte）」である。

ゲームセンターは、2014年1月1日現在、全国に9,000か所以上（許可数は約1.5万件）存在し、ゲームセンターと飲食店に置かれているゲーム機の総数は20万台（うち4分の3はゲームセンター分）を超える⁽⁵⁶⁾。これらゲーム機による年間売上額の合計は約69億ユーロ、総ゲーム収益額は27.5億ユーロに達する⁽⁵⁷⁾。

ゲームセンターに関する規制は、連邦の営業法とゲーム機令により行われてきた。営業法には、①利得可能性のあるゲーム機を設置する場合には管轄官庁の許可を要すること、設置が許可されるのは連邦物理工学研究所（Physikalisch-Technische Bundesanstalt: PTB）の型式認定を受けたゲーム機のみであること（第33c条）、②これらを主に設置するためのゲームセンター及び類似施設を営業する場合には管轄官庁の許可を要すること（第33i条）が定められている。ゲームセンターを営業するためには、①の設置許可に加えて、②の営業許可も必要となる⁽⁵⁸⁾。さらに、ゲーム機令には、利得可能性のあるゲーム機の配置基準や設置場所の制限等、ゲームセンターの運営そのものに関わる規定が含まれている。

娯楽よりも賭博の性格が勝ったゲーム機の登場により、ゲームセンターでも賭博依存症が誘発されるようになった。遅くとも、ゲームセンターで射幸心を煽られ依存症に陥る者が出現した時点で、ゲームセンターもカジノと同様に公共の安全と秩序に関する事項として考えることが必要となった。⁽⁵⁹⁾ 前述の連邦制改革の結果、ゲームセンターに係る立法権限が州に移行し、賭博州間協定の締結と州のゲームセンター法規の制定により賭博法制上の規制が実現した。ただし、州に移行した立法権限の範囲、州のゲームセンター規制が従来のゲームセンター規制をどこまで代替しうるかについては議論がある⁽⁶⁰⁾。

というのも、連邦は、ゲームセンター規制を州に委ねるところか、営業法の2012年12月の改正⁽⁶¹⁾によってゲームセンターの賭博依存症対策に積極的に取り組み、ゲームセンター規制を続ける姿勢を示した⁽⁶²⁾からである。この改正では、利得可能性のあるゲーム機設置の許可の必須条件として、許可の申請者が社会的コンセプトを用意していること及び利用者保護・青少年保護に関する研修を受講済みであることの2項目が追加された（第33c条第2項第2号及び第3号）。なお、社会的コンセプトは、公認された機関が作成したもの⁽⁶³⁾を利用することとされている。同時に、このような研修を受講済みであることが雇用される従業員の条件としても定められ、経営者のみならず従業員にも研修受講義務が課

(56) Trümper und Heimann, *ibid.*

(57) Ihno Gebhardt, „§19 Das bundesrechtliche Regelkonvolut zum Glücks- und Gewinnspiel,“ Gebhardt und Grüsser-Sinopoli(Hrsg.), *op.cit.*(2), S. 395. ただし、何年の数値であるかは記載がないため不明である。

(58) Pieroth und Kolbe, *op.cit.*(18), S. 34.

(59) Frank Peters, „Die Spielverordnung,“ *Zeitschrift für Rechtspolitik*, 5/2011, S. 135.

(60) 連邦と州の立法権限の範囲については、ゲームセンターに関する州の立法権限をゲーム法全体に拡大して解釈する説と、州の立法権限を営業法第33i条の規定及びゲーム機令中の同条に基づく規定の規制範囲に限定して解釈する説が対立している。後者の代表的論者のボードー・ビーロート（Bodo Pieroth）博士は、連邦法に反する立法を州が行うことは許されないとし、ゲーム機の設置台数をゲーム機令よりも厳しく制限するベルリン州のゲームセンター法の規定は違憲であると主張する（Pieroth und Kolbe, *op.cit.*(18), S. 41）。両説の間には、第33i条と直接関係する事項に限りゲームセンターに関する州の立法権限の拡大を認める説がある。この説では、ゲームセンターへの設置が許されるゲーム機の台数の上限に州の立法権限は及ぶとし、台数の上限は個々のゲーム機の仕様に関連する事項でなくゲームセンター自体の条件であると説明する（Peter J. Tettinger et al., *Gewerbeordnung; Kommentar*, 8. Aufl., München: Beck, 2011, S. 431-432(33i, Rn.5)）。

(61) Gesetz zur Änderung der Gewerbeordnung und anderer Gesetze vom 05. Dezember 2012 (BGBl. I S. 2415)。法案はDeutscher Bundestag, *Drucksache* 17/10961。

(62) Christoph Degenhart, „Recht des gewerblichen Gewinnspiels und Recht der Spielhallen in der Kompetenzordnung des Grundgesetzes,“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 7/2014, S. 418.

(63) 特に、依存症問題に取り組む機関や依存症援助・予防機関によるものが想定されている。既成の社会的コンセプトの例としては、カトリック教会のベルリン大司教区カリタス会（Caritasverband für das Erzbistum Berlin e.V.）のものがある。Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/10961, S. 12.

されることとなった(同第3項第4文)。さらに、利得可能性のあるゲーム機のゲームを行うための本人識別手段(いわゆる「ゲーム参加カード(Spielkarte)」)を導入するための法規命令の制定を認める規定が設けられた(第33f条第1項第3号h)。

なお、このほかに、ゲームセンターの立地については、連邦法の建設法典(都市計画法)に基づく規制もあるが、ここでは省略する。

2 ゲーム機についての規制

連邦の営業法及びゲーム機令の規定のうち、州法によって代替されないのが、ゲーム機自体に関する規制である。

営業法には、利用者が短時間に著しい損失を被るおそれのあるゲーム機については型式認定を拒否しなければならないこと等が定められている。また、射幸心の抑制、公衆及び利用者の保護並びに青少年の利益のために、法規命令によって賭金や利得の最高額等を型式認定の要件として定めることができることが規定されている。これを受けて、ゲーム機令には型式認定の手続・要件等が詳細に定められている。型式認定の要件として、例えば、1時間あたりの損失合計の最高額、1時間あたりの利得合計の最高額、1のゲームの最短時間とその場合の賭金及び利得の最高額、1時間ごとの休止時間の設定等が決められている。

なお、これらの規定は、カジノには適用されないことが営業法に明記されており(第33h条)、カジノ内のゲーム機には、営業法及びゲーム機令に基づくゲーム機規制(設置許可、賭金・損失・利得の制限)は一切及ばない。

3 ゲームセンターに対する賭博法制上の規制

各州の賭博法制上のゲームセンター規制は、賭博州間協定のゲームセンター規定と各州のゲームセンター法規によって行われる。ただし、賭博州間協定による規制の対象となるのは利得可能性のあるゲーム機のあるゲームセンターのみで、州法の規制対象も基本的には同じである。単独のゲームセンター州法を有するのは9州で、残り7州⁽⁶⁴⁾は州の賭博法等にゲームセンターの規定を置く。以下にゲームセンター規制の主なものを簡単にまとめる。

(1) 開設に関する規制

各州法も、賭博州間協定と同様に、ゲームセンターの期限付き許可制を定める。有効期間は最長15年とする州法が多いが、ザールラント州は有効期間を定めていない。ザールラント州の場合、ゲームセンター法の執行を管轄するのは内務スポーツ省(Ministerium des Innern und für Sport)の下部機関である州行政庁(Landesverwaltungsamt: LaVA)、専門監督(部門別監督)を行うのは営業法を管轄する省と定められている。現在、同州で営業法を管轄するのは、経済労働エネルギー交通省(Ministerium für Wirtschaft, Arbeit, Energie und Verkehr)である。

賭博州間協定は、州が市町村ごとのゲームセンターの許可数を定めることができると規定しているが、実際にこれを定めた州法はない。このような総数規制は、憲法上、入職する自由の制限にあたり、より重大な公共の利益を守るためでなければ許されない⁽⁶⁵⁾。メクレンブルク・フォアポンメルン州法のみが、法規命令により、1の市町村におけるゲーム

(64) バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・プファルツ、ザクセンの7州。

(65) Erläuterungen zum GlüStV vom 7. 12. 2011, *op.cit.*(14), S. 43.

センターの許可の上限数を定めることができると規定している。

ゲームセンターに対する規制の中心は、ゲームセンター間の距離の規制である。ゲームセンター間の最低距離を設けることは、賭博州間協定によって義務化されており、各州法により、許可要件の1つとして具体的に100、250、300、350、500メートルとすることが定められている。これは、ゲームセンターの集中立地を防ぐための規定である⁽⁶⁶⁾。また、一般教育学校や児童青少年用施設からの距離を制限する州法もある（ザクセン等）。さらに、従来、ゲーム機の設置台数が制限されているにもかかわらず、連結された建物について複数のゲームセンターの許可を取得するという脱法的な方法により、大規模なゲームセンターが実現されてきたが、賭博州間協定といくつかの州法は、このようないわゆる「重複許可」が今後は認められないことを定めている⁽⁶⁷⁾。

(2) 営業に関する規制

賭博州間協定は、1日3時間以上の営業休止時間を州が定めるとしている。さらに州法により、営業休止時間は最短3時間（バイエルン：3時-6時）から最長8時間（ベルリン：3時-11時）の間で具体的に定められている。ベルリン州では、ゲームセンターとカジノのゲーム機部門の営業休止時間は、同一時刻に設定されている。もっとも、営業時間規制の見当たらない州法（ブレーメン等）もある。

賭博州間協定により、インターネットでの開催・仲介は禁止されており、複数の州法⁽⁶⁸⁾が、この規定を遵守することを許可の付与の条件として定めることでその確保を図っている。その他、インターネット賭博への参加を可能にする機器又はインターネット接続可能な機器の設置禁止を定める州法⁽⁶⁹⁾もある。

ゲームセンター内に設置できる利得可能性のあるゲーム機の台数は、ゲーム機令により12㎡に1台以下（総数12台以下、アルコール飲料が提供される場合には3台以下）に制限されている。ベルリン州法は、12㎡に1台以下は同じだが、総数8台以下、さらに食事又は飲料が提供される場合には総数3台以下とゲーム機令を上回る厳しい制限を定めている。また、ハンブルク州法も、総数を8台以下とする点でゲーム機令より厳しい基準を採用している。⁽⁷⁰⁾ 他方、バイエルン州法は、ゲーム機の設置可能台数は、ゲーム機令（2006年公布の文言による）の規定に従って決定されると定めている。

(3) 利用者保護のための措置

カジノと同様にゲームセンターも、賭博州間協定により社会的コンセプトの作成を義務付けられている。ほとんどの州法が、社会的コンセプトの要件を満たしていることを許可の付与の条件として又は満たしていないことを許可の拒否の理由として定めている⁽⁷¹⁾。ハンブルク州では、ゲームセンター法⁽⁷²⁾において許可の付与の条件とされているのは申請者

(66) Landtag des Saarlandes, *Drucksache* 15/15, 15.05.2012, S. 72. (<http://www.landtag-saar.de/Dokumente/Drucksachen/NEU/Gs0015.pdf>) ゲームセンター間の最低距離の設定は、地方自治体と依存症問題の専門家からの主要な要求だったという。

(67) *ibid.*, S. 71. 無制限にゲームを続ける誘因となる「ラスベガス効果」を生み出すこのような許可を認めないことは、依存症問題の専門家からの主要な要求だったという。

(68) バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ノルトライン・ヴェストファーレンの各州法。

(69) 前者としてバーデン・ヴュルテンベルク州法、後者としてブレーメン、ヘッセン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ザールラント、チューリングゲンの各州法がある。

(70) 両州法は、州法の定める基準がゲーム機令の基準を代替することを明記している（ベルリン州法第9条第1項、ハンブルク州法第8条第1項）。このような規定に対しては違憲とする批判がある（前掲注(60)参照）。

(71) Pieroth und Kolbe, *op.cit.*(18), S. 51-53. ハンブルク州法及びザールラント州法を除く14州法が該当する。

(72) Gesetz zur Regelung des Rechts der Spielhallen im Land Hamburg (Hamburgisches Spielhallengesetz - HmbSpielhG) vom 4. Dezember 2012 (HmbGVBl. 2012, S. 505).

の専門知識証明書の提出のみであるものの、下位法令の利用者保護令⁽⁷³⁾において社会的コンセプトの提出が運営の前提条件とされている。専門知識証明書とは、ゲームセンター運営の法的基礎と賭博依存症の予防に関する専門知識を有することの証明書をいう。ベルリン州法も、社会的コンセプトの要件の遵守⁽⁷⁴⁾に加えて、専門知識証明書の提出⁽⁷⁵⁾を許可の付与の条件としている。両州は、それぞれ法規命令⁽⁷⁶⁾により、この証明書を取得するための研修⁽⁷⁷⁾の詳細を定めている。ザールラント州法は、賭博州間協定の社会的コンセプトの条とほとんど同一の条を置き、この条で言及されている賭博州間協定の2011年改正のための州間協定の附則「賭博依存症の回避及び対策のための指針」を同州法の附則として定めている。さらに、社会的コンセプトの実施状況について毎年、報告を提出することを許可の保持者に義務付けている州法⁽⁷⁸⁾もある。

カジノとの最大の相違点は、ゲームセンターが賭博州間協定に定める利用停止システムの対象でないことである。そのため、州法にも同システムに関連した利用停止制度の定めがない。例外的に、バーデン・ヴュルテンベルク州法は、同システムの中央のデータベースのデータと客の個人情報との照合により、利用停止中の者のゲームセンター入場を排除する義務をゲームセンターに課していたが、この規定については2014年6月17日に同州憲法裁判所により基本権侵害のため無効との判決⁽⁷⁹⁾が下されている。

もっとも、4つの州法⁽⁸⁰⁾に本人の申請に基づく独自の利用停止者リスト（データベース）の作成義務の定めがあるほか、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州法にも本人の申請による利用停止及び利用停止者データの蓄積についての定めがある。これらのリスト（データベース）は、基本的には当該ゲームセンターのためだけのものであるが、ヘッセン州法は、他のゲームセンターへの利用停止者情報の提供についても定め、ゲームセンター間でのデータ共有を想定している⁽⁸¹⁾。ヘッセン州法に定める利用停止者データベースは、また、賭博州間協定に定める利用停止システムと同様に、本人以外の者からの情報等に基づく利用停止も含む。

18歳未満の青少年のゲームセンター入場は、連邦の青少年保護法によって禁止されている。賭博州間協定は未成年者の賭博参加を禁止しており、これに加えて未成年者のゲームセンター入場を過半数の州法⁽⁸²⁾が禁止し、これを確保するための方法として身分証明書

(73) Verordnung zur Ausführung der Maßnahmen zum Schutz von Spielerinnen und Spielern nach dem Hamburgischen Spielhallengesetz (Hamburgische Spielerschutzverordnung - HmbSpielSchuVO) vom 19. November 2013 (HmbGVBl. 2013, S. 465).

(74) Ausführungsgesetz zum Glücksspielstaatsvertrag in der Fassung vom 20. Juli 2012 (GVBl. S. 239)に規定。

(75) Gesetz zur Regelung des Rechts der Spielhallen im Land Berlin (Spielhallengesetz Berlin - SpielhG Bln) vom 20. Mai 2011(GVBl. S. 223)に規定。

(76) Verordnung zur Ausführung des Spielhallengesetzes Berlin (SpielhGV) vom 8. Februar 2012 (GVBl. S. 43); *op.cit.*(73).

(77) 経営者等は合計11時間以上、監督者等は依存症対策のみ6時間（ベルリン）又は8時間（ハンブルク）以上の研修により証明書を取得することができる。

(78) ハンブルク、ザクセン・アンハルト、チューリンゲンの各州法。

(79) Urteil des Staatsgerichtshofs für das Land Baden-Württemberg vom 17. Juni 2014 - 1 VB15/13 -

(80) ブレーメン、ヘッセン、ラインラント・プファルツ、ザクセン・アンハルトの各州法。

(81) ヘッセン・ゲームセンター法 (Hessisches Spielhallengesetz vom 28. Juni 2012 (GVBl. 2012, S. 213)) 及び利用停止システムに関する命令 (Verordnung über das Sperrsystem nach dem Glücksspielstaatsvertrag und dem Hessischen Spielhallengesetz vom 25. Juni 2013 (GVBl. 2013, S. 438)) の規定により、ヘッセン州は2014年5月から「ヘッセン・ゲームセンター法による利用者資格オンライン照会システム (Onlineabfrage Spielerstatus nach Hessischem Spielhallengesetz: OASIS HspielhG) を運用している。Hessisches Ministerium des Innern und für Sport, „Informationen zum Spielersperrsystem OASIS.“ <https://verwaltung.hessen.de/irj/HMdi_Internet?cid=95c32dc6ddb890583d7cf79047237ce>; „Kritik an hessischer Sperrdatei gegen Spielsucht.“ *Die Welt*, 21.01.2015. <<http://www.welt.de/regionales/hessen/article136591332/Kritik-an-hessischer-Sperrdatei-gegen-Spielsucht.html>>

(82) ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、ヘッセン、ラインラント・プファルツ、ザクセン・アンハルト、ザールラント、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタインの9州法。

等の確認による入場審査を半数の州法⁽⁸³⁾が定めている。このような入場管理が行われる限りにおいて、ゲームセンターの青少年保護はカジノに劣らないと言える。⁽⁸⁴⁾

他に、州法には、利用者が長時間ゲームを連続することを防止するための措置として、現金自動支払機設置の禁止（バーデン・ヴュルテンベルク）、信用供与の禁止（ブレーメン）、原価が60ユーロを超える景品提供の禁止（同）、客が獲得した商品の買取りの禁止（同）、ジャックポットによる勧誘の禁止（ザールラント）、アルコール飲料・食事の提供の禁止（ブレーメン）、喫煙の禁止（シュレスヴィヒ・ホルシュタイン）、ゲーム機の全席から見える時計の設置（ザールラント）等が規定されている。

おわりに

カジノとゲームセンターは、本質的な違いはないと言われる⁽⁸⁵⁾にもかかわらず、異なる規制が行われている。カジノの規制原理は「城門原理（Burgtor-Prinzip）」と言われる。入口でのチェックにより未成年者と利用停止中の者をゲームに参加させないが、ゲームの利得と損失の額には限度がなく、一旦入場すれば制限的な措置はほとんど受けない。一方、ゲームセンターの規制原理は「家畜小屋の番人原理（Stallwachen-Prinzip）」と言われる。入口ではチェックがないのでゲームセンターには誰でも立ち入ることができる。しかし、そこで提供されるゲームには賭金や利得と損失、ゲーム時間等の制限がある。⁽⁸⁶⁾

カジノとゲームセンターの規制を同じレベルとするためには、ゲームセンターにカジノ並みの入場規制を導入するか、逆にカジノのゲーム機にもゲームセンターのゲーム機規制を導入するかが必要である。前述のとおり、ゲームセンターへの入場規制の導入はいくつかの州で試みられている。また、賭博州間協定第10条に基づく賭博依存症専門委員会（Fachbeirat Glücksspielsucht）⁽⁸⁷⁾も、利用者保護を効果的なものとするためには、現行の州間協定を改正して、利用停止システムにゲームセンターを接続するか又は全種類の賭博の接続を義務付けることが緊急に必要であるという勧告を2013年11月に提出している⁽⁸⁸⁾。しかし、バーデン・ヴュルテンベルク州法の例が示すように、ゲームセンターの規模を考えると、入場管理の義務化はゲームセンターの経営者に過重な負担を課すものとみなされるおそれもある。また、利用停止システムは、期待されたほどカジノで登録者が増えていないという問題もある⁽⁸⁹⁾。

逆に、カジノのゲーム機部門にゲームセンター並みの規制を導入することも検討されていない訳ではない。例えば、ザールラント州でゲームセンター法の立案が行われた際には、最終的には断念されたものの、カジノのゲーム機部門にも間隔規制と営業時間規制を適

(83) 同上の9州法のうちヘッセン州法を除く8州法。

(84) Pieroth und Kolbe, *op.cit.*(18), S. 53-34 ; Hartmann, *op.cit.*(43), S. 123.

(85) Peters, *op.cit.*(59), S. 134.

(86) *ibid.*

(87) 賭博依存症の研究者、青少年保護の専門家、犯罪対策の専門家等7名の委員により構成され、新たな賭博の導入についての研究・審査、賭博の十分な提供についての助言、賭博州間協定の評価等を任務とする。„Fachbeirat: Aufgaben und Status.“ヘッセン内務スポーツ省ウェブサイト〈https://verwaltung1.hessen.de/irj/HMdi_Internet?cid=7bbd83f01999e2beea5c29fc11360029〉

(88) Empfehlung(2/2013) vom 08.11.2013 des Fachbeirats nach § 10 Abs. 1 Satz 2 GlüStV i.V.m. § 8 Abs. 1 Nr. 1 VwVGlüStV vom 23. Mai 2012. 〈https://innen.hessen.de/sites/default/files/media/hmdis/empfehlung_02_2013.pdf〉

(89) Peters, *op.cit.*(59), S. 136. 前掲注(30)も参照のこと。

用することが計画された⁽⁹⁰⁾。ゲームセンター法の制定後も、同州議会には、野党（同盟 90/緑の党）からカジノのゲーム機賭博に対する規制強化を求める動議が提出されている⁽⁹¹⁾が、政府与党（キリスト教民主同盟・社会民主党）は、圧倒的に数が多いゲームセンターこそ賭博依存症の温床である上に、カジノのような利用停止システムによる保護がないことを問題視する立場を保持している⁽⁹²⁾。ちなみに隣国スイスでは、2005年4月からカジノ以外（特にゲームセンターと飲食店）での賭博ゲーム機の設置を禁止している⁽⁹³⁾。

カジノとゲームセンターは、縮小する賭博市場のパイを奪い合う競合関係にある。州政府は、ゲームセンターに対する規制強化を図ろうとしているが、州政府自体がカジノ運営の当事者であるため、カジノに対する規制強化には消極的であるように見える。

賭博州間協定により、形式的には5種類の賭博をカバーし、複数の賭博に共通の利用停止システムを導入したとはいえ、賭博の種類ごとに規制は大きく異なる。類似性の高いカジノのゲーム機部門とゲームセンターとの間でさえ均衡をとることが難しいことを考えると、EUから求められているような一貫性のある賭博規制の実現は、ドイツにとって遥か遠くの目標と言わざるをえないだろう。

（さいとう じゅんこ）

（わたなべ ふくこ）

(90) Landtag des Saarlandes, *Drucksache* 14/704, 28.02.2012. <<http://www.landtag-saar.de/Dokumente/DrucksachenNEU/af0704.pdf>> ちなみにカジノについては、ザールラント州カジノ法は、1日6時間以上の営業休止時間をカジノ規則で定めることができると定め、さらにカジノ規則は、これより長い営業休止時間を内務スポーツ省が定めることができると定める。一方、ゲームセンターについて同州ゲームセンター法は、開始及び終了時刻を指定して1日6時間の営業休止時間を定める。

(91) Landtag des Saarlandes, *Drucksache* 15/396, 14.03.2013. <<http://www.landtag-saar.de/Dokumente/DrucksachenNEU/Ag0396.pdf>>

(92) Landtag des Saarlandes, *Drucksache* 15/407, 19.03.2013. <http://www.landtag-saar.de/Dokumente/DrucksachenNEU/Ag15_0407.pdf>

(93) Gebhardt, *op.cit.*(57), S. 395-396; Bundesgesetz über Glückspiele und Spielbanken (Spielbankengesetz-SBG) v.18.12.1998 の第4条第1項の全面適用により、許可されたカジノ以外での賭博は禁止されることとなった。

表4 各州のカジノ規制法規

州名	カジノ規制法規
バーデン・ヴュルテンベルク	州賭博法(2012年11月20日)(注1) * 2014年6月17日の同州憲法裁判所の判決(注2)により一部無効。 (第1章 総則、第6章 カジノ)
バイエルン	バイエルン自由国のカジノに関する法律(カジノ法)(1995年7月26日)(注3) カジノ規則(1996年6月13日)(注4)
ベルリン	ベルリンの公共カジノの許可に関する法律(カジノ法)(1999年2月8日)(注5) ベルリン・カジノのためのカジノ規則(2008年1月16日)(注6) 賭博州間協定実施法(2012年7月20日)(注7)(第1章 目標、依存症予防、利用停止)
ブランデンブルク	ブランデンブルク州の公共カジノの許可に関する法律(2007年12月18日)(注8) ブランデンブルク州のカジノにおけるカジノ規則に関する命令(2009年8月29日)(注9)
ブレーメン	公共カジノの許可に関する法律(1978年2月20日)(注10) 自由ハンザ都市ブレーメンの公共カジノのためのカジノ規則(1979年11月23日)(注11)
ハンブルク	公共カジノの許可に関する法律(1976年5月24日)(注12) ハンブルクの公共カジノのためのカジノ規則に関する命令(2006年12月19日)(注13)
ヘッセン	ヘッセン・カジノ法(2007年11月15日)(注14) * 2017年12月31日失効 ヘッセンの公共カジノのためのカジノ規則(2000年7月6日)(注15) * 2015年8月31日失効。 ヘッセン賭博法(2012年6月28日)(注16) * 一部を除き 2026年6月30日失効。 (第2部 賭博依存症予防、賭博依存症研究、利用停止)
メクレンブルク・フォアポンメルン	メクレンブルク・フォアポンメルン・カジノ法(2009年12月17日)(注17) メクレンブルク・フォアポンメルン州カジノ規則に関する命令(1996年8月20日)(注18) 賭博州間協定の実施のための法律(賭博州間協定実施法)(2007年12月14日)(注19) (第17条 賭博共通利用停止システムへの協力等)
ニーダーザクセン	ニーダーザクセン・カジノ法(2004年12月16日)(注20) ニーダーザクセンの公共カジノのためのカジノ規則(1992年4月13日)(注21)
ノルトライン・ヴェストファーレン	ノルトライン・ヴェストファーレン州の公共カジノの許可に関する法律(2012年11月13日)(注22) ノルトライン・ヴェストファーレン州賭博令(2008年12月11日)(注23) * 2022年12月31日失効。
ラインラント・プファルツ	カジノ法(1985年11月19日)(注24) 公共カジノにおけるゲーム運営に関する州命令(カジノ規則)(2008年7月21日)(注25) 第1次賭博改正州間協定及び全州共通富くじに関する州法律(州賭博法)(2012年6月22日)(注26) (第2条 賭博依存症相談所、研究プロジェクト、第3条 全州共通利用停止システム)
ザールラント	ザールラント・カジノ法(2012年6月20日法律第1772号第4条)(注27) カジノ規則(2014年7月31日)(注28) カジノ税、追加税及び利得税の市町村割合に関する命令(2014年7月16日)(注29)
ザクセン	ザクセン自由国のカジノに関する法律(ザクセン・カジノ法)(2009年6月26日)(注30) * 2012年7月1日現在の法文 カジノ税収入の市町村割合に関するザクセン州財務省の命令(2011年3月31日)(注31) 賭博州間協定の実施のため及びザクセン自由国におけるスポーツ賭博、富くじ及び当てくじ(注32)の 開催、実施及び仲介に関する法律(2007年12月14日)(注33) * 2012年7月1日現在で整理された法文。 (第11条 利用停止)
ザクセン・アンハルト	ザクセン・アンハルト州カジノ法(2009年12月16日)(注34) 公共カジノのカジノ規則に関する法規命令(2009年12月22日)(注35) カジノの立地を定めるための法規命令(2013年5月27日)(注36) ザクセン・アンハルト州賭博法(賭博法)(2012年9月27日公布の法文)(注37) (第14条 利用停止者データベース)
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州カジノ法(1995年12月29日)(注38) カジノ税に関する州法規命令(2010年11月9日)(注39) * 2015年10月31日失効。 賭博の新秩序のための法律(賭博法)(2011年10月20日)(注40) * 2013年2月8日に一部を除き廃止。 ドイツの賭博に関する第1次州間協定の実施のための法律(2013年2月1日)(注41)
チューリンゲン	チューリンゲン・カジノ法(2004年4月15日公布版)(注42) * 2024年2月28日失効。 チューリンゲン公共カジノのためのカジノ規則(2005年12月27日)(注43) チューリンゲン賭博法(2007年12月18日)(注44)(第7条 利用者保護)

(凡例) 法令の名称はゴシック体で表記、さらに下位法令の名称は一字下げて表記。法令の効力に関する情報は名称のあとに*を付して特記。カジノ以外の賭博も対象とする一般法については、カジノ関係の章・節・条等を()内に挙げている。

(注1) Landesglücksspielgesetz (LGlüG) vom 20. November 2012 (GBl. 2012, S. 604).

(注2) Urteil des Staatsgerichtshofs für das Land Baden-Württemberg vom 17. Juni 2014 - 1 VB15/13 -

(注3) Gesetz über Spielbanken im Freistaat Bayern (Spielbankgesetz - SpielbG) vom 26. Juli 1995 (GVBl. 1995, S. 350).

(注4) Spielbankordnung (SpielbO) vom 13. Juni 1996 (GVBl. 1996, S. 232).

(注5) Gesetz über die Zulassung öffentlicher Spielbanken in Berlin (Spielbankengesetz - SpBG) vom 8. Februar 1999 (GVBl. 1999, S. 70).

(注6) Spielordnung für die Spielbank Berlin (Betreiber: Spielbank Berlin Gustav Jaenecke GmbH & Co. KG) vom 16. Januar 2008.

(注7) Ausführungsgesetz zum Glücksspielstaatsvertrag in der Fassung vom 20. Juli 2012 (GVBl. 2012, S. 239).

- (注 8) Gesetz über die Zulassung öffentlicher Spielbanken im Land Brandenburg (Spielbankgesetz -SpielbG) vom 18. Dezember 2007 (GVBl.I/07, [Nr. 17], S.218, S. 223).
- (注 9) Verordnung über die Spielordnung in den Spielbanken im Land Brandenburg(Spielordnungsverordnung - SpielOV) vom 29. August 2009 (GVBl.II/09, [Nr. 32], S. 676).
- (注 10) Gesetz über die Zulassung einer öffentlichen Spielbank vom 20. Februar 1978 (Brem.GBl. S. 67).
- (注 11) Spielordnung für die öffentliche Spielbank in der Freien Hansestadt Bremen vom 23. November 1979 (Brem.ABl. S. 753).
- (注 12) Gesetz über die Zulassung einer öffentlichen Spielbank vom 24. Mai 1976 (HmbGVBl. 1976, S. 139).
- (注 13) Verordnung über die Spielordnung für die öffentliche Spielbank in Hamburg (Spielordnung) vom 19. Dezember 2006 (HmbGVBl. 2006, S. 605, 639).
- (注 14) Hessisches Spielbankgesetz vom 15. November 2007 (GVBl. I 2007, S. 753).
- (注 15) Spielordnung für die öffentlichen Spielbanken in Hessen vom 6. Juli 2000 (GVBl. I 2000, S. 368).
- (注 16) Hessisches Glücksspielgesetz vom 28. Juni 2012 (GVBl. 2012 S. 190).
- (注 17) Spielbankgesetz des Landes Mecklenburg-Vorpommern (Spielbankgesetz - SpbG M-V) vom 17. Dezember 2009 (GVOBl. M-V 2009, S. 721).
- (注 18) Verordnung über die Spielordnung des Landes Mecklenburg-Vorpommern (Spielordnung - SpO M-V) vom 20. August 1996 (GVOBl. M-V 1996, S. 375).
- (注 19) Gesetz zur Ausführung des Glücksspielstaatsvertrages (Glücksspielstaatsvertragsausführungsgesetz - GlüStVAG M-V) vom 14. Dezember 2007 (GVOBl. M-V 2007, S. 386).
- (注 20) Niedersächsisches Spielbankengesetz (NSpielbG) vom 16. Dezember 2004 (Nds. GVBl. 2004, S. 605).
- (注 21) Spielordnung für die öffentlichen Spielbanken in Niedersachsen (NSpielO) vom 13. April 1992 (Nds. GVBl. 1992, S. 101).
- (注 22) Gesetz über die Zulassung öffentlicher Spielbanken im Land Nordrhein-Westfalen (Spielbankgesetz NRW - SpielbG NRW) vom 13. November 2012 (Artikel 3 des Gesetzes zum Ersten Staatsvertrag zur Änderung des Staatsvertrages zum Glücksspielwesen in Deutschland (Erster Glücksspieländerungsstaatsvertrag - Erster GlüÄndStV) vom 13. November 2012 (GV. NRW. S. 524)).
- (注 23) Glücksspielverordnung des Landes Nordrhein-Westfalen (GlücksspielVO NRW - GlüSpVO NRW) vom 11. Dezember 2008 (GV. NRW. S. 860).
- (注 24) Spielbankgesetz vom 19. November 1985 (GVBl. 1985, S. 260).
- (注 25) Landesverordnung über den Spielbetrieb in öffentlichen Spielbanken (Spielordnung) vom 21. Juli 2008 (GVBl. 2008, S. 135).
- (注 26) Landesgesetz zu dem Ersten Glücksspieländerungsstaatsvertrag und dem Staatsvertrag über die Gründung der GKL Gemeinsame Klassenlotterie der Länder (Landesglücksspielgesetz - LGlüG -) vom 22. Juni 2012 (GVBl. 2012, S. 166).
- (注 27) Saarländisches Spielbankgesetz (SpielbG-Saar) (Art. 4 des Gesetzes Nr. 1772) vom 20. Juni 2012 (Amtsbl. I S. 156).
- (注 28) Spielbankordnung (SpielbO) vom 31. Juli 2014 (Amtsbl. I S. 354).
- (注 29) Verordnung über den Gemeindeanteil an der Spielbankabgabe, der weiteren Leistung und der Gewinnabgabe vom 16. Juli 2014 (Amtsbl. I S. 302).
- (注 30) Gesetz über Spielbanken im Freistaat Sachsen (Sächsisches Spielbankengesetz – SächsSpielbG) = Artikel 1 des Gesetzes zur Neufassung des Gesetzes über Spielbanken im Freistaat Sachsen und zur Änderung des Sächsischen Ausführungsgesetzes zum Glücksspielstaatsvertrag vom 26. Juni 2009 (SächsGVBl. S.318).
- (注 31) Verordnung des Sächsischen Staatsministeriums der Finanzen über die Höhe des Anteils der Gemeinden am Spielbankabgabebefehl vom 31. März 2011 (SächsGVBl. S. 119).
- (注 32) ドイツでは、利得が金銭であるくじを「富くじ (Lotterie)」、利得が物品であるくじを「当てくじ (Auspielung)」として区別する (賭博州間協定第 3 条第 3 項参照)。
- (注 33) Gesetz zur Ausführung des Glücksspielstaatsvertrages und über die Veranstaltung, die Durchführung und die Vermittlung von Sportwetten, Lotterien und Auspielungen im Freistaat Sachsen (Sächsisches Ausführungsgesetz zum Glücksspielstaatsvertrag – SächsGlüStV AG)= Artikel 2 des Gesetzes zum Glücksspielstaatsvertrag vom 14. Dezember 2007[Berichtigt 14. Mai 2012 (SächsGVBl. S. 267)], Rechtsbereinigt mit Stand vom 1. Juli 2012.
- (注 34) Spielbankgesetz des Landes Sachsen-Anhalt (SpielbG LSA) vom 16. Dezember 2009 (GVBl. LSA 2009, S. 691).
- (注 35) Verordnung über die Spielordnung in öffentlichen Spielbanken (SpielO-VO) vom 22. Dezember 2009 (GVBl. LSA 2009, S. 759).
- (注 36) Verordnung zur Festlegung von Spielbankstandorten vom 27. Mai 2013 (GVBl. LSA 2013, S. 258).
- (注 37) Glücksspielgesetz des Landes Sachsen-Anhalt (Glücksspielgesetz - GlüG LSA) in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. September 2012 (GVBl. LSA 2012, S. 320).
- (注 38) Spielbankgesetz des Landes Schleswig-Holstein (SpielbG SH) vom 29. Dezember 1995 (GVOBl. 1996, S. 78).
- (注 39) Landesverordnung über die Abgaben der Spielbanken vom 9. November 2010 (GVOBl. 2010, S. 723).
- (注 40) Gesetz zur Neuordnung des Glücksspiels (Glücksspielgesetz) vom 20. Oktober 2011 (GVOBl. 2011, S. 280).
- (注 41) Gesetz zur Ausführung des Ersten Staatsvertrages zum Glücksspielwesen in Deutschland (Erster GlüÄndStV AG) vom 1. Februar 2013 (GVOBl. 2013, S. 64).
- (注 42) Thüringer Spielbankgesetz (ThürSpbkG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 15. April 2004 (GVBl. 2004, S. 473).
- (注 43) Thüringer Spielordnung für die öffentlichen Spielbanken (ThürSpbkO) vom 27. Dezember 2005 (GVBl. 2006, S. 17).
- (注 44) Thüringer Glücksspielgesetz (ThürGlüG) vom 18. Dezember 2007 (GVBl. 2007, S. 243).
- (出典) 各州法規及び各州政府ウェブサイトの情報に基づき、筆者作成。

表5 各州カジノ法規の規定内容の比較

州名	カジノの開設に関する規制	利用者保護の主な規定 (共通利用停止システム以外)	カジノへの課税とその用途
バーデン・ヴュルテンベルク	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：バーデン・バーデン、コンスタンツ、シュトゥットガルトの3市。 許可の有効期間：最長15年（延長不可）。 インターネットでの運営禁止（州間協定第4条（4）の確保（許可付与の条件））。 	<ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者：営業中のカジノ入場禁止。 利用停止中の者：営業中のカジノ入場禁止。 本人の生計維持又は扶養義務の履行が危うくなることが明らかな者：直接・間接のゲーム参加禁止。 ゲーム区域で現在時刻が確実にわかるようにしておく義務。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：ゲーム総収益の30-35% 追加税：ゲーム総収益の15% 利得税：算定基礎の95% 税収の50-100%は、①州立湯治場のため及びバーデン・バーデン温泉文化管理機関の解体に伴う法的義務履行のための支出、②観光振興、③州文化財及び文化振興措置のための支出、④インフラ基金への資金拠出、⑤その他の公益目的のために使用（義務）。
バイエルン	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：州立湯治場のある市町村及び温泉保養地として認められている市町村。 許可数：1県内で住民100万人あたり1以内。 運営：州直営事業のみ（財務地域開発故郷省の申請に基づき内務建設交通省が許可）。 許可の有効期間：規定なし。 インターネットでの運営禁止。 ゲームテーブルとゲーム機の上限台数を許可書に明記（義務）。 	<ul style="list-style-type: none"> 21歳未満の者：ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 21歳未満の成年者：21歳以上の者の付添があればゲーム区域入場可（同上）。 未成年者：ゲーム区域入場禁止（同上）。 利用停止中の者：ゲーム参加禁止。 営業可能時間：12時-4時（カジノ規則）。 客への信用供与の禁止（同上）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：ゲーム総収益の30-35% カジノ税収の15%以内を立地市町村に配分。 公益目的のための使用（義務）。
ベルリン	<ul style="list-style-type: none"> 許可数：2以内。 許可の有効期間：最長15年（延長可）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：ゲーム参加禁止。 共通利用停止システム又はカジノベルリンの利用停止データベースで利用停止中の者：ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 営業時間：テーブルゲーム13時-6時、ゲーム機11時-3時（同上）。 氏名以外の顧客データを依存症研究に提供する権利・義務（賭博協定実施法）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：ゲーム総収益の30-35% 追加税：ゲーム総収益の10-15% 利得税：算定基礎の85-91%
ブランデンブルク	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：ポツダム、フランクフルト（オーデル）、コトブス又はこれらの隣接市町村で内務省が指定するもの。 運営：公法上の法人又は州が過半を出資している私法上の法人に限定。 許可の有効期間：10年（延長可。延長期間は5年以上）。 ゲームテーブルとゲーム機の上限台数は許可書に明記（義務）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：入場禁止。 利用停止中の者：ゲーム参加禁止。 顧客データを匿名化して依存症研究に提供する権利・義務。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：ゲーム総収益の25-60% ゲーム総収益の15%以内を立地市町村に配分。
ブレーメン	<ul style="list-style-type: none"> 運営：公法上の法人又は公法上の法人が全額出資する私法上の法人で構成される会社に限定。 許可の有効期間：10年（延長可）。 インターネットでの運営禁止。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：入場禁止。ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 利用停止中の者：入場禁止、ゲーム参加禁止。 所得資産状況がゲーム参加にふさわしくない者：ゲーム参加禁止。 営業可能時間：14時-3時（カジノ規則）。 顧客データを匿名化して賭博研究に提供する権利・義務。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：ゲーム総収益の20% 「住みよい都市財団」を設立。カジノ税は同基金を通してブレーメン市とブレーマーハーフェン市に4対1の割合で配分。公益目的（都市景観及び文化的な居住の質の改善・維持並びに住民のための風景の確保・開発・発展）のために使用。

州名	カジノの開設に関する規制	利用者保護の主な規定 (共通利用停止システム以外)	カジノへの課税とその用途
ハンブルク	<ul style="list-style-type: none"> 許可数：1のみ。 運営：自然人又は公法上の法人。 許可の有効期間：最長15年（再交付可）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：ゲーム参加禁止。 利用停止を自己申請した者：ゲーム参加禁止。 ゲーム参加を禁止されている者の入場を阻止する権利・義務。 営業時間：本店12時-5時（カジノ規則）。 営業可能時間：支店により8時-2時/8時-6時/10時-1時（同上）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：ゲーム総収益の55% 特別税：ゲーム総収益の25%（適正な利益が残る範囲で） 適正な利益を超える利益が出た場合には、その2分の1（ただしゲーム総収益の10%まで）
ヘッセン	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：パート・ホンブルク、フランクフルト空港、カッセル、ヴィースバーデン。 許可数：各1。 許可は立地自治体に付与されるが、第三者に運営委託可。 許可の有効期間は最長15年。 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者：ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 本人の経済的事実からゲーム参加が不適切と認められる者：ゲーム参加禁止（同上）。 営業可能時間：ルーレット13時-4時、その他12時-6時。フランクフルト空港は1日18時間まで営業可（同上）。 顧客データを匿名化して賭博研究に提供する権利・義務（賭博法）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の50-60% 追加税：年間総ゲーム収益の30-20% 州は立地市町村にカジノ税・追加税の一定割合を配分。
メクレンブルク・フォアポンメルン	<ul style="list-style-type: none"> 許可数：6以内。 申請者：個人・継続的な人的結社・私法上の法人（公法上の法人が所有しないもの）。 許可の有効期間：最長10年（10年まで延長可）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 本人の経済的事実からゲーム参加が不適切と認められる者：ゲーム参加禁止（同上）。 許可保持者：上記2種類の者について入場を拒否する権限（同上）。 営業時間：テーブルゲーム13時-7時、ゲーム機10時-5時（同上）。 依存症予防対策（相談所、プロジェクト、専門的助言等）、依存症研究の資金調達に対する州の保証（協定実施法）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の25-80% 追加税：算定基礎（所得税法等に基づく控除後の利益）の50% 州は立地市町村にカジノ税・追加税の15%を配分。 残りのカジノ税は、社会的・文化的目的のために使用。
ニーダーザクセン	<ul style="list-style-type: none"> 許可：10以内。 許可の有効期間：最長10年（1回のみ10年の延長可）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：入場禁止。ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 利用停止中の者：入場禁止。 本人の所得資産状況からゲーム参加が不適切と思われる理由のある者：ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 依存症予防・対策の管理職担当者、青少年・利用者保護の管理職担当者等の任命義務。 営業可能時間：テーブルゲーム13時-7時、ゲーム機9時-7時（カジノ規則）。 独自の利用停止者データベースの作成：本人の所得資産状況からゲーム参加が不適切と思われる理由のある者及びカジノの内規違反により入場資格を剥奪された者のデータを蓄積（同上）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：100万ユーロ控除後の年間ゲーム総収益の50% 追加税：100万ユーロ控除後の年間ゲーム総収益の10-25% 利得税：算定基礎（商法典に基づく年度業績）の30% 州は立地市町村にカジノ税の一定割合を配分。

州名	カジノの開設に関する規制	利用者保護の主な規定 (共通利用停止システム以外)	カジノへの課税とその用途
ノルトライン・ヴェストファーレン	<ul style="list-style-type: none"> 立地市町村：州政府が決定。 許可数：5以内。 運営：公法上の法人又は州が過半を保有する私法上の法人。 許可の有効期間：10年。 インターネットでの運営禁止。 ゲームテーブルとゲーム機の上限台数を許可書に明記（義務）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：入場禁止。ゲーム参加禁止（賭博令）。 利用停止中の者：入場禁止。ゲーム参加禁止。 現金自動支払機の設置禁止。 利用停止とされた者のデータを匿名化して賭博研究に提供する権限・義務。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の30-40% 追加税：年間総ゲーム収益の15% 利得税：年間利益の75%。残りの4分の1が資本金・積立金・リスク基金の合計額の7%を超える場合には、全額を州に納付。 カジノ税の公共目的での使用の義務。 カジノ税の受け皿としての「ノルトラインウエストファーレン州福祉基金」の継続と同基金による福祉目的のための使用。 総ゲーム収益の12%を立地市町村に配分（賭博令）。
ラインラント・プファルツ	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：パート・ノイエナール・アールヴァイラー（カジノ）、パート・デュルクハイムとニェルブルク（その支店）。マインツ（カジノ）、パート・エムストトリアー（その支店）。 許可数：各1。 許可の有効期間：10年（最長10年の範囲内で延長可）。 許可の附款において、ゲーム機の設置可能台数の制限基準を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者：入場禁止（カジノ規則）。 利用停止中の者：入場禁止（同上）。 営業可能時間：11時-7時（同上）。 ゲーム参加者の資金調達を援助する機器の設置禁止（同上）。 依存症対策管轄省の求めに応じ顧客データを匿名化して研究のために提供する義務（賭博法）。 州は、賭博依存症相談所網の拡充・運営のための資金を保証し、賭博監督の範囲内での専門的助言と支援を確保。州は賭博依存症研究のプロジェクトの資金を保証。これらのために州は年間最高100万ユーロを提供（同上）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の40-60% 追加税：年間総ゲーム収益の40-20% 立地市町村にカジノ税及び追加税の10%（ただし住民1人あたり125ユーロを上限）を配分。 マインツ市・トリアー市及びパート・ノイエナール・アールヴァイラーの温泉会社に追加税の10%（ただし2000年のカジノ税の配分額を上限）を配分。 温泉会社は、温泉事業と長距離交通に対する助成として、マインツ市・トリアー市は、半額を芸術と文化財保護のために使用する義務。
ザールラント	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：州政府が決定。 許可数：2以内。それぞれの支店（数の制限なし）。 運営：資本の2分の1が直接又は間接に同州に帰属する私法上の会社。 許可の有効期間：なし（無期限）。 	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の者：ゲーム参加禁止（カジノ規則）。 利用停止中の者：ゲーム参加禁止。 カジノ企業の義務：未成年者及び利用停止中の者のゲーム参加禁止の保障。これらの者の入場拒否（カジノ規則）。 州は依存症防止のための学術的プロジェクトの資金を保証。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の27-37% 追加税：年間総ゲーム収益の12% 利得税：年度業績の50-80% 公益・公共目的のための使用義務。 立地市町村に各税の15%を配分。 カジノ企業の決算利益の一部は、相談機関の運営・賭博監督・依存症予防措置に関する専門的助言に使用。
ザクセン	<ul style="list-style-type: none"> 許可数：既設3に加えて2以内。 運営：州又は州のみが参加している公法上の法人又は私法上の法人。 許可の有効期間：あり。 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者：営業中に入場禁止。 利用停止とした者のデータを24時間以内に利用停止者データベースに登録する義務（州間協定実施法）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の35-55% 追加税：年間総ゲーム収益の10-15% 立地市町村にカジノ税の10-15%を配分（財務省令）。
ザクセン・アンハルト	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：マグデブルク市（州都）、ハレ市（ザーレ）及びロイナ市（立地決定令）。 許可数：2（支店を含めて合計6）以内。 許可保持者：EU又は欧州経済領域の加盟国に所在地のある自然人、法人又は結社のみ。 許可の有効期間：最長15年。 許可の附款においてゲームテーブル及び賭博ゲーム機の設置可能台数の上限を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者：ゲーム区域入場禁止。ゲーム参加禁止。 利用停止中の者：ゲーム参加禁止。 ゲーム機の種類：営業法33c条1項1文に規定する設置許可を要するゲーム機（＝ゲームセンター向けの賭博ゲーム機）は禁止。 客に対するゲーム参加のための信用供与の禁止。現金自動支払機のゲーム区域内への設置禁止。 営業可能時間：ゲーム機9時-5時、その他のゲーム13時-5時。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の25-50% 追加税：算定基礎（経費を控除した利益）の40% 立地市町村にカジノ税及び追加税の20%を配分。 残りは公益目的のために使用する義務。

州名	カジノの開設に関する規制	利用者保護の主な規定 (共通利用停止システム以外)	カジノへの課税とその用途
シュレス ヴィヒ・ホ ルシュタイ ン	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：内務省が法規命令により定める。 許可数：5（支店を含む）以内。 許可の有効期間：最長 15 年。 	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者のゲーム参加禁止の遵守の確保（許可付与の条件）。 利用停止中の者の参加排除の確保（許可付与の条件）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の 30-40% 追加税（ゲーム機のみ）：年間総ゲーム収益の 10-15% 公益目的、賭博依存症の支援施設、スポーツ・青少年保護の助成のために使用する義務。 立地市町村・郡にカジノ税及び追加税の 25% を配分。
チューリン ゲン	<ul style="list-style-type: none"> 立地先：エアフルト。 許可数：1。 許可保持者、社員その他責任者：ゲーム機又はゲーム安全技術の製造・販売企業に参加していないこと。 許可の有効期間：最長 10 年。 	<ul style="list-style-type: none"> 18 歳未満の者：営業中の入場禁止（カジノ規則）。 ゲームに参加すれば本人の生計維持又は扶養義務の履行が危うくなるであろう者：ゲーム参加禁止（同上）。 利用停止を自己申請した者：ゲーム参加禁止（同上）。 カジノ場内での客に対する貸付・信用の供与・仲介の禁止（同上）。 営業可能時間：テーブルゲーム 13 時-4 時、ゲーム機 10 時-4 時（同上）。 	<ul style="list-style-type: none"> カジノ税：年間総ゲーム収益の 25-60% 追加税：算定基礎（商法典に基づく）の 60-90% 公益目的（特にチューリンゲン・ボランティア基金）のために使用する義務。 立地市町村にカジノ税の 10% を配分。

(注) 各州のカジノ関係法規について多様な規定が見られる 3 分野を選んで州ごとに特徴的な規定内容を記載した。本文で言及していても記載のない規定もある。根拠法規が各州のカジノ法（バーデン・ヴュルテンベルク州のみ賭博法）の場合はその旨を付記していないが、それ以外の場合はその略称（賭博法、カジノ規則等）を付記している。

(出典) 各州法規に基づき筆者作成。

ドイツの賭博に関する州間協定（抄）

Staatsvertrag zum Glücksspielwesen in Deutschland vom 15. Dezember 2011
(Nds. GVBl. 2012, S. 190, 196)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

第1章 総則

第1条 州間協定の目標

この州間協定の目標は、次の各号に掲げる事項とし、これらに順位を付さない。

1. 賭博依存症及び賭事依存症の発生を防止し⁽¹⁾、効果的な依存症対策の基盤を築くこと。
2. 無許可の賭博の適当な代替物となる賭博を限定的に提供することにより、住民の生来の射幸心を、整序され、監視された方向に誘導し、闇市場 [Schwarzmärkte] での無許可の賭博の発展及び拡大に対抗すること。
3. 青少年及び利用者の保護を保証すること。
4. 賭博の適正な実施、詐欺的謀略からの利用者の保護並びに賭博に関連した副次的犯罪及び付随犯罪の防止を確保すること。
5. スポーツ賭博 [Sportwette] の開催及び仲介に際して、スポーツ競技の公正性に及ぼす危険を防止すること。

これらの諸目標を達成するために、個々の賭博形態について異なる措置を定め、各々に特有な依存症リスク、詐欺リスク、不正操作リスク及び犯罪リスクを考慮しなければならない。

第2条 適用範囲

- (1) 州は、この州間協定をもって、公共賭博の開催、実施及び仲介を定める。
- (2) カジノには、第1条から第3条まで、第4条第1項から第4項まで、第5条から第8条まで、第20条、第23条及び第9章の規定を適用する。
- (3) 金銭獲得ゲーム機又は景品獲得ゲーム機を備えたゲームセンターには、第1条から第3条まで、第4条第1項、第3項及び第4項、第5条から第7条まで並びに第7章及び第9章の規定を適用する。試験機も、金銭獲得ゲーム機又は景品獲得ゲーム機とみなす。
- (4)～(6) (略)

第3条 概念の定義

- (1) 賭博とは、ゲームに際し、利得の可能性を得るために対価を要求され、かつ、利得が専ら又は主として偶然によって決まるものをいう。利得は、未来の事象の不確実な発生又は結果に依拠する場合に、偶然によって決まるものとする。未来の事象の発生又は結果に対して対価を支払う賭事は、賭博とする。スポーツ賭博とは、スポーツの試合又はその一部の結果に対する固定配当率の賭事をいう。競馬とは、公共の競馬レース及びその他の公共の馬の能力試験に際して行われる賭事をいう。
- (2) 公共賭博とは、比較的大人数の不特定の人々が参加することができる賭博又は団体若

* 訳文中 [] 内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

(1) 賭博 (Glücksspiel) は英語の gamble に相当し、勝負が偶然によって決まるゲーム全般である。賭事 (Wette) は英語の bet に相当し、試合の勝者を予想して金銭等を獲得するものである。Langenscheidts Großwörterbuch; Deutsch als Fremdsprache, 1993, S. 414, 1113 を参照。

しくはその他の閉鎖的な協会において慣習的に開催される賭博をいう。

- (3) 第1項にいう賭博で、一定の計画に従い、一定の対価を支払うことによって、金銭を獲得する可能性が多くの人に開かれているものは、富くじとする。富くじに関する規定は、金銭に代えて物品又は他の金銭価値を有する利益を獲得することができる場合にも、適用される（当てくじ）。
- (4) 賭博の開催及び仲介とは、利用者に〔賭博〕参加の機会を開くことをいう。
- (5) 窓口及び富くじ発売所とは、第10条第2項及び第3項に規定する〔賭博〕開催者の販売機関に組み込まれた仲介者とする。
- (6) 営利的な賭博仲介者とは、窓口、富くじ発売所又は賭事仲介機関ではない者で、長期的に利潤を得ることを意図して、次の各号に掲げる事項を行うものをいう。
 1. 個別の賭博契約を開催者に仲介すること。
 2. 賭博に関心を有する者を集めて賭博共同体とし、これらの者の賭博参加を一自ら又は第三者を通じて一開催者に仲介すること。
- (7) ゲームセンターとは、専ら又は主として、1999年2月22日の文言の営業法（連邦法律公報第I部202ページ；2009年7月29日の法律（連邦法律公報第I部2258ページ）第4章第14項による最終改正）第33c条第1項第1文にいうゲーム機を設置し、同法第33d条第1項第1文にいう他のゲームを開催し又は利得可能性のない娯楽ゲームを業として設置する事業又は事業の一部をいう。

第4条 総則

- (1) 公共賭博は、州の管轄官庁の許可を得た場合に限り、開催し又は仲介することができる。無許可の開催及び仲介（無許可賭博）並びに無許可賭博と関連した支払いに対する協力は、これを禁ずる。
- (2) 第1条に規定する目標に違反する賭博の開催又は仲介は、これを許可してはならない。この州間協定により許可されない賭博の仲介は、これを許可してはならない。許可の法的請求権はない。
- (3) 公共賭博の開催及び仲介は、青少年保護の要件に違反してはならない。未成年者は、賭博に参加してはならない。〔賭博の〕開催者及び仲介者は、未成年者が参加することができないようにすることを確保しなければならない。賭博監督官庁は、その監督任務の遂行において、未成年者を用いて、〔未成年者が〕購入又はゲームをすることが可能か否かを試すことができる。
- (4) インターネットにおける公共賭博の開催及び仲介は、これを禁ずる。
- (5)～(6) (略)

第4a条～第4e条 [スポーツ賭博を主催する民間事業者に対する営業免許に関する規定] (略)

第5条 広告

- (1) 公共賭博に係る広告の種類及び範囲は、第1条に規定する目標に従わなければならない。
- (2) 未成年者又は同様に〔依存症の〕危機にある者を対象とした広告は、許されない。誤解を招く公共賭博の広告、特に利得可能性又は利得の種類及び額に関する不適切な表示を含むものは、これを禁ずる。
- (3) テレビ（放送州間協定第7条）、インターネット及び電気通信施設による公共賭博の広告は、これを禁ずる。ただし、州は、第1条に規定する目標をより良く達成するために、

富くじ、スポーツ賭博及び競馬に係るインターネット及びテレビにおける広告で、第1項及び第2項に規定する原則を遵守したものを許可することができる。スポーツの試合の生中継の直前又は最中に、当該試合を対象としたスポーツ賭博に係るテレビにおける広告は、許されない。第9a条の規定を適用しなければならない。

- (4) 州は、第1項から第3項までの規定により許される広告の種類及び範囲を具体化するために、共同の指針（広告指針）⁽²⁾を定める。広告指針は、青少年並びに問題のある及び病的な利用者に与える広告の影響について提出された学術的な知見に依拠するものとする。広告指針を定める前及び重要な改正を行なう前には、関係業界に対して、意見表明の機会を与えなければならない。[広告指針を定める際及び重要な改正を行なう際には、]第9a条第6項から第8項までの規定を準用しなければならない。広告指針は、全ての州において公表しなければならない。
- (5) 無許可賭博の広告は、これを禁ずる。

第6条 社会的コンセプト

公共賭博の開催者及び仲介者は、利用者に対し責任意識をもった賭博参加を促し、賭博依存症の発生を予防する義務を負う。[公共賭博の開催者及び仲介者は、]この目的のために、社会的コンセプトを作成し、従業員に対して研修を行い及び附則「賭博依存症の回避及び対策のための指針」の基準を守らなければならない。社会的コンセプトにおいては、社会的に有害な賭博の影響を予防する措置及び当該有害な影響の除去方法を定めなければならない。

第7条 情報提供

- (1) 公共賭博の開催者及び仲介者は、利用者に対し、賭博参加の前に当該賭博に関連する情報を提供し、当該賭博による依存症のリスク、未成年者の参加禁止並びに相談及び治療の制度を説明しなければならない。賭博に関連する情報とは、特に次の各号に掲げるものをいう。
1. 参加により生ずる全ての費用
 2. [利用者の]全利得額
 3. 全利得の公表時期及び公表場所
 4. 賭金の総額に占める利得総額の割合（還元率）
 5. 得失の可能性に関する情報
 6. 発売終了時間
 7. 利得者の決定手続、特に、偶然によって決まる賭博結果を生じさせる偶然メカニズムに関する情報
 8. 利得者間における利得分配方法
 9. 利得受取請求期限
 10. 許可を受けた者の氏名及び連絡先（住所、電子メールアドレス及び電話番号）
 11. 商業登記簿登記番号（登記されている場合）
 12. 利用者の異議申立ての方法
 13. 許可の日付

利用者及び官庁は、これらの情報に簡便にアクセスできなければならない。

- (2) 富くじ券、賭博申込書、賭博領収書には、各賭博による依存症の危険及び支援制度に

(2) Werberichtlinie gemäß § 5 Abs. 4 Satz 1 GlüStV vom 7. Dezember 2012 (MBL. NRW. 2013 S. 15).

ついて記載しなければならない。

第8条 利用停止

- (1) 利用者の保護及び賭博依存症対策のために、賭博共通の利用停止システム（第23条）を設ける。
- (2) カジノ並びにスポーツ賭博及び特に〔賭博依存症の〕危険性が高い富くじの開催者は、自ら申請する者（自己による利用停止）、又は従業員が気付いたことにより若しくは第三者からの報告により賭博依存症のおそれがあること、過重債務があること、金銭的な義務を果たすことができないこと若しくは所得若しくは財産に見合わない額を賭けてリスクを冒していることを開催者が知った者若しくは他の事実に基づきこれが推定される者（他者による利用停止）を利用停止とする。
- (3) 利用停止期間は、1年以上とする。開催者は、利用停止としたことを当該利用者に対して遅滞なく文書により通知する。
- (4) 開催者は、第23条第1項に掲げるデータを利用停止者データベースに登録しなければならない。全てのデータを収集することができない場合であっても、〔当該データベースに〕登録することができる。
- (5) 利用停止は、登録後1年以上経過し、利用者から文書による申請があった場合に限り、解除することができる。当該申請については、利用停止処分を行なった開催者が決定する。
- (6) 利用者の保護及び賭博依存症対策のために、公共賭博の仲介者は、全賭博共通の利用停止システム（第23条）に協力する義務を負う。この目的のために、仲介者は、受理した自己による利用停止の申請を、第10条第2項に規定する開催者で、当該利用者が居住する地域を担当するものに遅滞なく伝達する。

第2章 州の任務

第9条 賭博監督

- (1) 賭博監督の任務は、この州間協定が規定する義務又はこの州間協定に基づく公法上の義務が履行されているか否かを監視し、無許可賭博及びその広告が行なわれないような措置をとることとする。各州の管轄官庁は、個別の場合に必要な命令を発することができる。管轄官庁は、特に、次の各号に掲げる事項を行うことができる。
 1. 第1文に規定する〔賭博監督の任務に際し、〕検査に必要な情報提供並びに全ての書類及び証明書の提出を何時でも求めること、並びにこの検査のために公共賭博が開催され、又は仲介される事業所内及び事業所の土地に通常の営業時間及び勤務時間の間に立ち入ること。
 2. 公共賭博の開催、実施及び仲介並びにその広告に係る要件並びに社会的コンセプトの作成及び実施に関する要件を定めること。
 3. 無許可賭博の開催、実施及び仲介並びにその広告を禁ずること。
 4. 支払流通に関与する者、特に、銀行及び金融サービス機関に対して、無許可の賭博提供を事前に通知した後、無許可賭博のための支払い及び無許可賭博からの支払いに対する協力を禁ずること。

無許可賭博が複数の州において開催され、若しくは仲介され、若しくは複数の州においてその広告が行われる場合又はその他の方法で第1文にいう公法上の義務に対する違反が行われる場合には、関係する州はいずれも、他の州の管轄官庁に対して、自

らの州に効力を有するものを含めて個別の場合について必要な命令を発し、及び執行することを授権することができる。命令の執行は、授権を受けた州の法令に基づく。

- (2) この命令に対する異議申立て及び訴えは、執行延期の効果を有さない。第1項に規定する命令を強制金により執行する場合には、強制金は、[特定の]行為を行なうこと又は行なわないことを義務付けられた者の経済的な利害に影響を与える額とする。法律が定める[強制金の]上限額がこれに及ばない場合には、当該上限額を上回ることができる。当該義務者の経済的な利害は、[官庁の]義務的裁量により推定されなければならない。
- (3) 州は、賭博監督のために相互に協力する。州は、欧州連合加盟国及び欧州経済領域に関する協定の締約国の管轄官庁とも協力することができ、この目的のために、その任務の遂行に必要な限りにおいてデータを交換することができる。この州間協定に別段の定めがない限り、全ての州は、第10条第2項に掲げる開催者の許可について協議して決定する。
- (4) 管轄官庁は、当該州の領域又はその一部について許可を行う。許可は、撤回可能でなければならない。期限を付さなければならない。許可には、事後的に附款を付すこともできる。許可は、譲渡することができず、許可を受けた業務を他者に委託することは許されない。
- (5) 第10条第2項及び第3項⁽³⁾に掲げる開催者による新たな賭博提供の導入に係る許可は、次の各号に掲げる事項を要件とする。
1. 専門委員会（第10条第1項第2文）が、第1条に規定する目標に鑑みて当該の新たな賭博提供が住民に与える影響を事前に調査し、及び評価したこと。
 2. 開催者が、当該賭博の導入後、当該の新たな賭博提供が与える社会的な影響について許可官庁に報告すること。
- 開催者又は仲介者による新たな販路の導入又は既存の販路の著しい拡大は、新たな賭博提供とみなす。
- (6) 自然人、法人又は人的会社の人的及び物的状況に関する申告並びに営業上の秘密又は業務上の秘密で、管轄官庁、その機関、従業員又は委託を受けた第三者がその任務の遂行に際して知りえたもの又は他の方法で明らかになったものは、権限なく公表されてはならない。個人データの加工には、データ保護に関する州の法令を適用する。
- (7) 州の財務官庁又は第10条第2項及び第3項に規定する開催者の出資管理を管轄する官庁は、賭博監督を行ってはならない。

第9a条 各州統一の手続（略）

第10条 十分な賭博提供の確保

- (1) 州は、第1条に規定する目標の達成のために、秩序法⁽⁴⁾に基づいて十分な賭博提供を確保することを任務とする。州は、その際、専門委員会⁽⁵⁾の意見を求める。専門委員会は、

(3) 第10条第3項は、クラスくじは、全ての協定締結州が共同で運営する公法上の施設に限り、開催することができる旨を定めている。なお、クラスくじとは、6か月単位で発売され、全体が1か月単位の6クラスに分けられた宝くじである。『主要国の富くじ要覧 ヨーロッパ編』日本宝くじ協会、2011、pp.69-71を参照。

(4) 秩序法（Ordnungsrecht）とは、公共の安全及び秩序のための危険防止及び障害除去を定める法規の総体で、警察等の秩序官庁（Ordnungsbehörde）により適用されるものをいう。Carl Creifelds, *Rechtswörterbuch*, München: Beck, 2011, S. 882f.

(5) 7名の委員により構成される賭博依存症専門委員会（Fachbeirat Glücksspielsucht）が設置されている。〈<http://www.fachbeirat-gluecksspielsucht.de/>〉その根拠は、次の州間行政協定である。Verwaltungsvereinbarung vom 23. Mai 2012 über die Zusammenarbeit der Länder bei der Glücksspielaufsicht nach § 9 Abs. 3, die länder einheitlichen Verfahren nach § 9a und die Einrichtung des Fachbeirats nach § 10 Abs. 1 Satz 2 Glücksspielstaatsvertrag (ABl. BB S.1791).

第1条に規定する目標に鑑みて学術上又は実践上の特別な経験を有する者により構成される。

(2) 州は、法律に基づいて、州自ら、全ての協定当事者が共同で運営する公的施設、公法上の法人又は公法上の法人が直接若しくは間接に過半を出資する私法上の法人により当該公的任務を遂行することができる。[州は、]行政協定に基づいて、共同で又は第1文の要件を満たす他の州の事業者により当該任務を遂行することもできる。

(3)～(4) (略)

(5) [州は、]賭博による収入の多くを、公的若しくは公益、教会又は慈善の目的を助成するために使用することを確保しなければならない。

(6) (略)

第10a条 スポーツ賭博の試行 (略)

第11条 依存症研究

州は、賭博による依存症の危険の回避及び対策のための学術研究を確保する。

第3章 [賭博依存症の]危険性が低い富くじ (略)

第4章 営利的な賭博仲介 (略)

第5章 特則

第20条 カジノ

(1) 第1条に規定する目標を達成するために、各州におけるカジノの数を制限しなければならない。

(2) 利用停止とされた利用者は、カジノにおけるゲームに参加してはならない。[賭博]禁止は、身分証明書の確認又はこれに類する身元確認及び利用停止者データベースとの照合により実施しなければならない。

第21条 スポーツ賭博 (略)

第22条 ジャックポット方式の富くじ (略)

第6章 データ保護

第23条 利用停止者データベース及びデータ加工

(1) ヘッセン州の管轄官庁が中心となって運営する利用停止者データベースにより、利用停止に必要なデータを加工し、及び利用するものとする。[利用停止者データベースにおいては、]次の各号に掲げるデータを保存することができる。

1. 氏名及び旧姓
2. 仮名及び使われた偽名
3. 出生年月日
4. 出生地
5. 住所
6. 写真
7. 利用停止の理由

8. 利用停止の期間

9. 登録機関

その他、利用停止の根拠となった文書を保存することができる。

- (2) 保存したデータは、賭博の禁止を監視しなければならない[他の全ての]開催者に対して必要な範囲で伝達しなければならない。データの伝達は、自動的な呼出手続によっても行うことができる。
- (3) 公的な機関、特に、刑事訴追官庁及び裁判所に対するデータ伝達は、法律の規定に従って行うことができる。
- (4) 電子システムにおいて提供された情報及びアクセスは、記録しなければならない。
- (5) データは、利用停止から6年経過後に消去しなければならない。データは、[利用停止から]6年目の年末に消去することができる。
- (6) この州間協定に別段の定めがない限り、データベース外で行なうデータの加工又は利用にも、個人データ保護に関する関係規定を適用しなければならない。

第7章 ゲームセンター

第24条 許可

- (1) ゲームセンターの設置及び運営には、他の必要な認可のほか、この州間協定に基づく許可を必要とする。
- (2) ゲームセンターの設置及び運営が第1条に規定する目標に違反する場合には、これを許可してはならない。許可は、文書によらなければならない、期限を付さなければならない。許可には、事後的に附款を付すこともできる。
- (3) 詳細は、州の実施規定により定める。

第25条 ゲームセンターに係る制限

- (1) ゲームセンターは、最低距離を空けて設置しなければならない（重複許可の禁止）。詳細は、州の実施規定により定める。
- (2) 共同建築物又は複合施設等の同一の建物に他のゲームセンターがある場合には、当該建物における[更なる]ゲームセンターを許可しない。
- (3) 州は、各市町村における許可数を制限することができる。

第26条 ゲームセンターの外観及び運営に係る要件

- (1) ゲームセンターの外観には、ゲーム運営又はゲームセンターで提供されるゲームの広告があってはならず、特に人目を引く外観によりゲーム運営の追加的な誘因を創出してはならない。
- (2) 州は、ゲームセンターにおいて第1条に規定する目標を確保するために、3時間以上の営業休止時間を定める。

第8章 競馬（略）

第9章 経過規定及び雑則

第28条 州の規定

州は、この州間協定の実施に必要な規定を定める。州は、特に賭博の開催及び仲介の

要件について、更なる条件を定めることができる。州は、その実施法において、この州間協定の規定の違反について過料又は刑罰を定めることができる。

第 29 条 経過規定 (略)

第 30 条 追加規定 (略)

第 31 条 クラスくじ⁽⁶⁾に関する他の州間協定との関係 (略)

第 32 条 評価 (略)

第 33 条 連邦行政裁判所への上告

裁判手続において、争われる判決が、この州間協定違反を根拠とするものである場合には、連邦行政裁判所に上告することができる。

第 34 条 言語上の男女平等 (略)

第 35 条 期限及び更新 (略)

附則「賭博依存症の回避及び対策のための指針」⁽⁷⁾

賭博依存症の回避及び対策のために、次の指針を適用する。

1. [賭博の]開催者は、次に掲げる事項を行う。
 - a) 社会的コンセプト作成受託者を任命すること。
 - b) 開催者が提供する賭博が賭博依存症の発生に与える影響に関するデータを収集し、当該影響に関して及び利用者の保護のために講じた措置の成果に関して、賭博監督官庁に対して2年ごとに報告すること。
 - c) 賭金額又はゲーム頻度の突然の増加のような問題のあるゲーム行動の早期発見のために、公共賭博の開催、実施及び営利的な仲介のために使用する従業員を研修すること。
 - d) 窓口の従業員に、開催者が提供する賭博をさせないこと。
 - e) 利用者が自らの危険を判断することができるようにすること。
 - f) 全国統一の電話番号による電話相談窓口を設けること。
2. 最高利得額に関する情報には、得失の可能性に関する説明を付さなければならない。
3. 賭博施設の管理職の報酬は、売上げに依拠して算定してはならない。

(わたなべ ふくこ)

(6) クラスくじについては、注(3)を参照。

(7) この附則は、賭博州間協定の2011年改正のための州間協定(Erster Staatsvertrag zur Änderung des Staatsvertrages zum Glücksspielwesen in Deutschland)に付されたものである。

ザールラント・カジノ法 (抄)
Saarländisches Spielbankgesetz (SpielbG-Saar) (Art. 4 des Gesetzes Nr. 1772)
vom 20. Juni 2012(Amtsbl. I S. 156, 165)
geändert durch das Gesetz vom 4. Dezember 2013 (Amtsbl. I S. 323)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 国土交通調査室主任 齋藤 純子訳

第1章 目標、秩序法上の任務としての州の賭博

第1条 目標

この法律の目標は、次の各号に掲げる事項とし、これらに順位を付さない。

1. 賭博依存症の発生を防止し、効果的な依存症対策の基盤を築くこと。
2. 無許可の賭博の適当な代替物となる賭博をカジノにおいて限定的に提供することにより、住民の生来の射幸心を、整序され、監視された方向に誘導し、闇市場 [Schwarzmärkte] での無許可の賭博の発展及び拡大に対抗すること。
3. 青少年及び利用者の保護を保証すること。
4. 賭博の適正な実施、詐欺的謀略からの利用者の保護並びに賭博に関連した副次的犯罪及び付随犯罪の防止を確保すること。
5. 安全で透明性の高いゲーム運営を保証すること。

第2条 秩序法上の任務としての州の賭博

ザールラント州は、第1条に掲げる目標を達成するために、秩序法⁽¹⁾上の任務として、十分な賭博提供を確保し、賭博による依存症の危険の回避及び防止のための学術的研究を確保し、依存症予防及び依存症支援並びに賭博の監督を行う。

第2章 依存症予防及び依存症支援、依存症研究

第3条 依存症予防及び依存症支援

- (1) 相談機関の運営、ザールラント州の賭博監督への支援及び同州の賭博依存症予防措置への専門的助言に使用するために、カジノ事業者の決算利益の一部を配分する。
- (2) 賭博を管轄する省は、保健を管轄する省と合意の上、[カジノ事業者が]納付すべき資金の額及び使途を定める。

第4条 依存症研究

ザールラント州は、賭博による依存症の危険の回避及び防止のための学術的プロジェクトの資金を保証する。同州は、この任務を遂行するために、他の州と共同のプロジェクトを支援することができる。

* 2012年6月20日のザールラント・カジノ法の主要部分を2013年12月4日法による改正を反映させて訳出した。訳文中[]内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

(1) 秩序法 (Ordnungsrecht) とは、公共の安全及び秩序のための危険防止及び障害除去を定める法規の総体で、警察等の秩序官庁 (Ordnungsbehörde) により適用されるものをいう。Carl Creifelds, *Rechtswörterbuch*, München: Beck, 2011, S.882f.

第3章 カジノの許可及び運営

第5条 カジノの許可

- (1) ザールラント州において許可することのできる公共カジノの上限数は、2とする。これらのカジノについては、支店〔の開設〕を許可することができる。支店においてはゲーム機によるゲーム（小ゲーム）が許されるが、賭博を管轄する省は、支店において通常のゲーム方法によるテーブルゲームのポーカーの開催が第1条に規定する目標を維持するために必要である場合には、これを許可することができる。カジノの立地は、同州政府が決定する。
- (2) カジノ又は支店は、その運営により公共の安全又は秩序が脅かされることも、その他の公益が損なわれることもない場合に限り、許可することができる。
- (3) カジノ事業の主体となることができるのは、その資本の2分の1を超える部分が直接又は間接にザールラント州に帰属する私法上の会社に限られる。カジノの運営の権限は、これを第三者に譲渡し、又はその行使を第三者に委託することはできない。

第6条 許可手続

- (1) カジノを運営するためには、許可を受けなければならない。許可は、賭博を管轄する省により行われる。
- (2) 許可は、文書により期限を付さずに行われるが、2年の予告期間を設けた上で年末をもって撤回することはいつでも可能である。許可の法的請求権はない。
- (3) 許可には、特に次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
 1. 当該カジノの運営が行われる市町村及び建物
 2. 当該カジノの支店
- (4) 許可には、負担、条件及び事後的に負担を付加し、変更し又は補足することの留保を付すことができる。〔許可の〕附款において、特に次の各号に掲げる事項を定めることができる。
 1. カジノの設立及び開設の際に顧慮しなければならない特別な義務
 2. カジノ監督当局に対する義務
 3. 従業員の選考
 4. カジノの安全対策
 5. 立地市町村の地域的利益に対する配慮
 6. 広告の基準

第7条 青少年及び利用停止とされた利用者の保護

カジノ事業者は、そのカジノ及び支店において、未成年者（ドイツの賭博に関する州間協定（賭博州間協定）第4条第3項第2文）及び利用停止とされた利用者（同協定第20条第2項第1文）が公共賭博に参加することができないようにすることを保証する義務を負う。第6条第1項第1文に規定する許可において、しかるべき取決めがなされなければならない。カジノ事業者は、この目的のために、利用希望者の身元及び年齢を証明書の確認又はこれに類する身元確認により審査し、成年の利用希望者の個人データを利用停止者データベース（第8条）のデータと照合しなければならない。

第8条 利用停止

- (1) カジノ事業者は、自ら申請する者（自己による利用停止）、又は従業員が気付いたことにより若しくは第三者からの報告により賭博依存症のおそれがあること、過重債務が

あること、金銭的な義務を果たすことができないこと若しくは所得若しくは財産に見合わない額を賭けてリスクを冒していることを知った者若しくは他の事実に基づきこれが推定される者（他者による利用停止）を利用停止とする。他者による利用停止の場合には、当該利用者から遅滞なく聴取を行わなければならない。利用停止とされた利用者が当該利用停止に根拠がないことを疎明することができる場合には、当該利用停止を解除しなければならない。利用停止とされた利用者は、利用停止者データベースに登録された理由がなくなった場合には、当該利用停止の解除を求める請求権を有する。

- (2) カジノ事業者は、カジノ規則 [Spielbankordnung]⁽²⁾ 若しくはゲーム規則 [Spielregeln] に対する違反のために、そのような違反の根拠ある疑いのために又は内規に基づいてカジノへの入場が拒否された者（妨害者 [Störer] 利用停止）を利用停止とすることができる。
- (3) 利用停止とされた利用者は、カジノにおけるゲームへの参加を許されない。当該利用者には、利用停止の理由及び期間を知らせなければならない。利用停止の現況は、賭博州間協定第 23 条第 1 項第 1 文に規定する利用停止者データベース及びこの法律第 9 条に規定する利用停止者データベースとの照合により確認される。
- (4) カジノ事業者は、賭博州間協定第 8 条に規定する利用停止並びにその変更及び解除を同協定第 23 条第 1 項第 1 文に規定する中央の利用停止者データベースに対し登録のために遅滞なく伝達する義務を負う。利用停止の根拠となった文書は、同協定第 23 条第 1 項第 3 文の規定に基づく保存とは別に、カジノ事業者も保存することができる。
- (5) 情報を入手する権利は、ヘッセン州の法律の規定に則りカジノ事業者に対しても主張することができる。[情報を請求された]カジノ事業者は、当該利用者からの照会を賭博州間協定第 23 条第 1 項第 1 文に規定する利用停止者データベースの運営を管轄するヘッセン州の機関に伝達する。同協定第 29 条第 3 項第 1 文に掲げる期限⁽³⁾の前においては、第 9 条第 5 項の規定を準用する。
- (6) ヘッセン州の管轄官庁が賭博州間協定第 23 条第 1 項第 1 文に規定する利用停止者データベースの運営を開始する、同協定第 29 条第 3 項第 1 文に掲げる期限の前においては、ザールラント州において収集された、同協定第 8 条の規定により利用停止とされた利用者のデータは、同協定第 8 条及び同協定第 23 条の規定により利用停止システムに参加する義務を負う開催者又は協力する義務を負う仲介者から、カジノ事業者がザールラント・スポーツくじ有限会社と共同で開設する利用停止者データベースに伝達しなければならない。当該データベースの全データは、ヘッセン州の中央利用停止者データベースに対し、その運営開始後遅滞なく提供しなければならない。[利用停止データが提供される]該当者には、当該提供について知らせなければならない。カジノ事業者は、保存していた利用停止[のデータ]をその後遅滞なく消去しなければならない。

第 9 条 利用停止者データベース（妨害者利用停止）

- (1) カジノ事業者は、第 8 条第 2 項にいう妨害者利用停止[のデータ]を保存する利用停止者データベースを運営する。妨害者利用停止を管轄する他州の機関、他の欧州連合加盟国又は他の欧州経済領域に関する協定の締約国及びスイスのカジノからザールラント

(2) この法律の第 13 条に基づき、法規命令としてカジノ規則を制定することができる。現行のカジノ規則 (Spielbankordnung (SpielbO) vom 31. Juli 2014, Amtsblatt 2014, S. 354. 全 8 条) は、2014 年 7 月 31 日に制定され、公布の翌日から施行された。同時に、2007 年 12 月 19 日に制定された旧カジノ規則 (Amtsbl. 2008 S. 26) は廃止となった。

(3) 管轄官庁 (すなわち、ヘッセン州内務スポーツ省) が賭博州間協定第 23 条第 1 項第 1 文に規定する利用停止者データベースの運営を開始する期限とされる 2013 年 7 月 1 日。

州に伝達される妨害者利用停止 [のデータ] も同様に保存することができる。

- (2) 利用停止者データベースに保存しなければならないデータについては、賭博州間協定第 23 条第 1 項の規定を準用する。
- (3) データは、利用停止の解除から 5 年経過後に消去しなければならない。
- (4) 各州の法令に定める妨害者利用停止に基づく [ゲーム] 参加禁止であって、カジノ規則に類するものの確認のために必要とされる場合には、保存されたデータを使用して、第 8 条第 2 項にいう [妨害者] 利用停止を管轄する他州の機関に [妨害者] 利用停止を通知するものとする。

他の欧州連合加盟国又は他の欧州経済領域に関する協定の締約国及びスイスのカジノへの利用停止データの伝達は、相互主義及び妨害者利用停止に基づく [ゲーム] 参加禁止であって、カジノ規則に類するものの確認のためにのみ使用されることが保証されている範囲において、許される。データの伝達は、自動的な呼出し手続によっても行うことができ、電子システムにおいて提供された情報及びアクセスは、記録しなければならない。その他のデータ伝達は、賭博州間協定第 23 条第 3 項⁽⁴⁾の規定を基準として準用する限り、許される。該当する利用者には、[妨害者] 利用停止が伝達される機関について知らせなければならない。

- (5) [妨害者] 利用停止とされた利用者は、申請により、ザールラント・データ保護法⁽⁵⁾第 3 条第 3 項にいう責任機関において、当該利用者個人について保存された、次の各号に掲げるデータに関する情報を与えられる。
 1. 賭博州間協定第 23 条第 1 項に規定するデータ
 2. データの収集、保存、加工及び利用の目的及び法的根拠
 3. 同協定第 8 条、第 23 条及び第 29 条第 3 項の規定により伝達されたデータの受領者
 4. データ加工が第三者に委託される場合には、受託者の氏名及び住所

第 10 条 情報を入手する権利、顧客データベース

- (1) カジノ事業者は、問題のあるゲーム行動が存在するという具体的根拠があり、かつ、ゲーム参加の資格審査のために必要な範囲内において、カジノの顧客からその個人的及び経済的状況に関する情報を求める権限を有する。カジノ事業者は、必要がある場合には、適当な証明を求めることができる。
- (2) カジノ事業者は、次に掲げる顧客データ、すなわち、氏名、旧姓、仮名、使われた偽名、出生年月日、出生地、住所、写真並びにカジノ規則 (SpielbO) 第 3 条第 2 号から第 4 号まで⁽⁶⁾に規定するゲーム禁止の理由、始期及び期間を保存するデータベースを運営する。顧客データベースは、自動化して運営することができる。
- (3) 顧客データベースに保存された個人データは、最後の来店から 5 年経過後に消去しなければならない。保存期間は、顧客が最後に来店した暦年の最終日をもって開始される。カジノ規則第 3 条第 2 号に規定するゲーム禁止の場合には、データは、利用停止期間終了から 6 年経過後に消去しなければならない。法律上の保存期間に違反する場合、保護

(4) 公的機関 (特に刑事訴追官庁及び裁判所) へのデータ伝達は、法律の規定に従う範囲内で許されることを定める。

(5) Saarländisches Gesetz zum Schutz personenbezogener Daten (Saarländisches Datenschutzgesetz - SDSG). 個人情報に関する自己決定権を州及び地方自治体等による侵害から守ることを目的として制定された。連邦及び各州に同様の法律がある。

(6) 現行のカジノ規則の第 3 条はゲームが禁止される者を列挙しており、第 2 号は賭博共通利用停止システムにおいて本人の申請又は他者からの情報に基づき利用停止とされた者、第 3 号は運営妨害者としてカジノ事業者により利用停止とされた者、第 4 号はカジノの監督・運営の関係者及びその配偶者・登録された人生パートナーを掲げる。

されるべき当該者の利益が消去により損なわれると推定する根拠がある場合又は保存方法のために消去が全く不可能であり、若しくは著しく高額のコストをかけなければ消去が不可能である場合には、第1文の規定の例外が許される。これらの場合には、当該個人データの利用停止にして保存し、その理由を文書に記録し、及び定期的な確認を予定しなければならない。

第11条 ビデオ監視

- (1) カジノ事業者は、適正なゲーム運営の確保、カジノ監督当局への支援及びカジノ客の保護のために、画像記録付きのビデオ監視装置を設置しなければならない。ビデオ監視を実施していることは、明確に視認できるように入口部分に示さなければならない。
- (2) 次の各号に掲げる場所は、ビデオカメラによる監視が許される。
 1. カジノの外構施設、特に駐車場及びアクセス道路並びに顧客及び従業員のためのアクセス歩道
 2. ゲーム客のための受付スペース、特にロビー、クローク及びフロント
 3. ゲーム場内、特にゲーム用大ホール、ゲーム機用ホール及び両替所
 4. 内部の保安スペース、精算室・金庫室
- (3) 次の各号に掲げるものを保存された画像上で認知することができなければならない。
 1. ゲームに参加している者及びその行動
 2. ゲームテーブル及びゲーム機でのゲームの流れ
 3. 両替所及びゲームテーブルでのジュトン⁽⁷⁾、トゥロン⁽⁸⁾及び現金のやり取りに参加している者並びにその行動
 4. ゲームテーブル及びゲーム機でのゲームの参加者との計算及び精算の経過
- (4) 画像記録は、閉鎖され、権限のない閲覧に対して保護された記録機に保存しなければならない。権限のない閲覧とは、責任機関又は第4文に掲げる機関の任務遂行のために必要でないあらゆる閲覧をいう。ビデオ監視装置を用いて収集され、保存された個人データは、保存から遅くとも8日経過後に消去しなければならない。監督官庁、税務監督担当職員、警察又は検察の活動を必要とする根拠があり、又はその可能性が十分にある場合には、消去は、保存された個人データがこれらの機関の任務遂行のために必要でなくなったときに初めて行わなければならない。
- (5) ビデオ監視の画像記録は、第1項第1文の規定の対象となる出来事の際に限り、かつ、次の各号に掲げる者又は機関に限り、活用することができる。
 1. カジノ事業者の執行部
 2. カジノの管理部門及び同部門からゲーム運営の監視を委託されている者
 3. 監督官庁及び税務監督担当職員
 4. 警察及び検察。ただし、その法律上の任務の範囲内に限る。

第12条 監督

- (1) カジノ事業者に対する監督は、賭博を管轄する省が行う。監督の対象は、特に公共の安全及び秩序の保護並びにカジノの運営に適用される法規の遵守の監視とする。
- (2) 監督官庁は、その任務の遂行に必要な命令及びその他の措置をその義務的裁量により行うことができる。監督官庁は、特に次の各号に掲げる事項を行う権限を有する。

(7) Jeton. ゲーム用チップのこと。第13条第1項4号参照。

(8) Tronc. 客が抛出する従業員全体へのチップを投入する専用箱のこと。第16条第2項参照。

1. カジノの運営全体を監視し、審査すること。
2. カジノの運営に使われる全ての空間に立ち入り、検査及び視察を行い、並びにカジノの業務書類を閲覧すること。
3. カジノの運営全体についていつでも情報を求めること。
4. カジノ事業者の指導的委員会の会議及び協議に委託者を通じて参加すること。

[この項]第2文第1号から第3号までに規定する任務を遂行する際に、監督官庁は、第三者を用いることができる。

- (3) 財政を管轄する省は、カジノ事業者に対する税務監督を行い、このために必要な規則を定める。第1文に規定する税務監督を担当する者は、そのために、州政府、賭博を管轄する省及び刑事訴追官庁に対して税に関する守秘義務を免除される。

第13条 カジノ規則

- (1) 賭博を管轄する省は、財政を管轄する省と合意の上、法規命令により、次の各号に掲げる事項を定めることのできるカジノ規則を定める権限を有する。

1. カジノ及び支店の毎日の営業休止時間並びにカジノ及び特定のゲームのための支店の毎日の営業時間。ただし、当該営業休止時間は、6時間を下回ってはならない。
2. 特定の日のゲーム禁止
3. ゲームの賭金とすることのできる金額（最低額及び最高額）
4. ゲーム用チップ（ジュトン）の管理方法
5. 利得の確定及び支払
6. カジノ来店のための一般的入場要件、特に顧客が身元を証明しなければならないこと及び顧客が申告しなければならない個人的事項
7. 特定の人的集団に対するゲーム禁止
8. 第10条に規定する顧客データベースに登録すべき顧客データ及び個々の保存期間に関する補足的な規定
9. 賭博州間協定第23条第1項第1文に規定する利用停止者データベースに対するカジノの協力に関する補足的な規定
10. 第9条に規定する利用停止者データベースに登録すべきデータに関する補足的な規定
11. 視覚的電子装置（ビデオ監視）が許されること、特に、カジノ事業者及びゲーム運営の監視を管轄する官庁においてビデオ監視によって収集されたデータを加工することが許される就業者並びにこれらのデータを消去しなければならない期限に関する補足的な規定
12. 資金洗浄の対策及び防止のための内部の保全措置、特に、資金洗浄問題受任者の任命、その機能、任務及び権利並びに同定及び[記録]保存の義務

- (2) ゲーム用ホール内に、明確に視認可能なようにカジノ規則を掲示し、ゲーム規則を備え付けなければならない。

第14条 カジノ税

- (1) カジノ事業者は、ザールラント州に対してカジノ税を納付する義務を負う。カジノ税は、暦年の総ゲーム収益が4500万ユーロまではその27%、4500万ユーロを超える場合には超過分についてその37%とする。カジノ税は、カジノの運営により生み出される売上げから納付すべき売上税の分だけ軽減される。基準となる売上税の決定は、公課法⁽⁹⁾

(9) Abgabenordnung. ドイツの連邦・州・市町村の租税関係法規を一般的に規律する連邦法律で、日本の国税通則法・地方税法などの諸法律に相当する（田沢五郎『独=日=英ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999, p.3）。

第 171 条第 10 項⁽¹⁰⁾にいう基礎決定として扱う。カジノ税は、公益及び公共の目的のために使用しなければならない。

- (2) カジノ又は支店の新設時には、カジノ税の税率を 5 年間、5 ポイント軽減することができる。
- (3) 総ゲーム収益とは、次の各号に規定する額をいう。
 1. カジノがゲームのリスクを負うゲームの場合には、毎日のゲームの賭金が、ゲーム規則によりゲーム参加者に帰属するゲーム参加者の利得を上回る分の額
 2. カジノがゲームのリスクを負わないゲームの場合には、ゲームからカジノに入る額
総ゲーム収益には、ゲーム参加者のカジノへの出捐 [Zuwendungen]⁽¹¹⁾ も含まれるが、これは賭博ゲーム機においては利得の場合に強制的に徴収される。
- (4) [ゲーム参加者が]取りに来なかった賭金及び利得並びに賭けの可能な時間の終了後に置かれ、ゲーム参加者が引き上げずカジノに残された額は、総ゲーム収益に算入する。
- (5) 偽造されたゲーム用チップ、偽造硬貨及び偽造紙幣、他の通貨の硬貨及び紙幣並びに他のカジノのゲーム用チップは、ゲームテーブルにおいてもゲーム機においても総ゲーム収益を減じない。これらは、ゲームに参加したときの価値により評価しなければならない。ゲーム機における誤記録は、総ゲーム収益に算入する。
- (6) 1 ゲーム日のゲーム損失は、ゲーム場ごとに大ゲーム⁽¹²⁾と小ゲーム(ゲーム機によるゲーム)とに分けて、当月中に得られた総ゲーム収益と精算するものとし、[精算後に]残った損失は、翌月以降の総ゲーム収益と精算することができる。その際には、カジノにおいて開催された全ゲームの収益が考慮される。
- (7) カジノ事業者の経済状況が、確かな経営経済学的根拠に基づく予測によれば持続的に悪化している場合には、財政を管轄する省は、賭博を管轄する省と合意の上、公共の利益及び当該カジノ事業者の利益を考慮してカジノ税の税率を引き下げることができる。

第 15 条 追加税及び利得税

- (1) カジノ事業者は、ザールラント州に対しカジノ税の他に追加税を納付する義務を負う。追加税は、各暦年の総ゲーム収益の 12% とする。追加税は、公益及び公共の目的のために使用しなければならない。
- (2) カジノ事業者は、ザールラント州に対しカジノ税の他に利得税を納付する義務を負う。利得税は、商法典の規定により調査される年度業績が 50 万ユーロまでは、その 50% とする。年度業績が 50 万ユーロを超える場合には、超過分についての利得税は、その 80% とする。利得税は、公益及び公共の目的のために使用しなければならない。

第 16 条 出捐、トゥロン

- (1) カジノの就業者は、その職業活動を考慮してなされる贈物又はこれに類する出捐を受領すること、特にチップを受領することは禁止される。
- (2) この禁止は、カジノの顧客からカジノの就業者に対し、従業員全体若しくはその一部のために、カジノのために又は明白な目的を定めずに与えられ、当該就業者によってカ

(10) 確認決定 (Feststellungsbescheid)、税額算定決定 (Steuermessbescheid) 等の基礎決定 (Grundlagenbescheid) が税額決定のために拘束力を有する限り、その開示の 2 年後まで税額決定期間は終了しないことを定める。

(11) 自己の財産を与えることにより他人に利得させる法律行為をいう (田沢 前掲注 (9), p.1094)。そのうち、無償で行われることに双方が合意している場合には、これを「贈与 (Schenkung)」とする (ドイツ民法典第 516 条)。山口和人訳『ドイツ民法Ⅱ (債務関係法)』(調査資料 2015-1-a 基本情報シリーズ②) 国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015, pp.70-71 (http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9422638_po_201506.pdf?contentNo=1&alternativeNo=) を参照。

(12) カジノの伝統的ゲームであるルーレットなどのテーブルゲームのこと。

ジノ内に設置された専用容器ないし用意された専用設備（トゥロン）に供される出捐には適用しない。

- (3) 第1項に規定する禁止は、ゲーム技術に関わる従業員以外の就業者に対する通常の出捐には適用しない。
- (4) カジノ事業者は、トゥロン収入をその従業員のために使用する義務を負う。月間のトゥロン収入が、適当な人件費を賄うために必要な額を上回る場合には、当該超過分は、一般の承認が確実な目的のために、州予算に繰り入れなければならない。

第17条 カジノ事業者の税法上の義務、税の発生及び納付期日

- (1) カジノ事業者は、カジノごと及び支店ごとに分けて運営に関する記録を作成する義務を負う。特にカジノ事業者は、大ゲームで得られた総ゲーム収益は毎日ゲームの終了後に、小ゲームで得られた総ゲーム収益は精算日に、ただし少なくとも週1回は、確定しなければならない。その他、カジノ事業者は、トゥロン収入をしかるべく確定しなければならない。
- (2) カジノ税及び追加税は、大ゲームの場合は各ゲーム日のゲーム終了時に、小ゲームの場合は精算日に生じる。利得税は、営業年度の終了をもって生じる。
- (3) カジノ事業者は、カジノ税及び追加税をカジノごと及び支店ごとに遅くとも翌月10日までに自ら計算し、カジノの運営により生じる売上税支払負担の控除を行い、官庁の用紙により申告書を提出し並びにカジノ税及び追加税を納付しなければならない（納付期日）。申告書には、カジノ事業者の代表権を有する者が自筆で署名しなければならない。当該申告書は、公課法第168条にいう納税申告として扱われる。申告書が提出されず、若しくは適時に提出されず、又は申告書が不適切である場合には、税務署がカジノ税及び追加税を確定する。
- (4) カジノ事業者は、毎月15日に、カジノの運営により生じる売上げからの売上税支払負担を控除した前月の税及び給付の80%の額を前払いしなければならない。前払いは、事後の申告と精算しなければならない。
- (5) カジノ事業者は、遅くとも営業年度の終了6月後までに利得税を自ら計算し、及び納付し、並びに官庁の用紙により申告書を提出しなければならない。

第18条 カジノ税、追加税及び利得税の管理

- (1) カジノ税、追加税及び利得税は、カジノ事業者の所在地の県の税務署が管理する。
- (2) カジノ税、追加税及び利得税については、この法律に別段の定めがない限り、公課法の規定をその時点で効力を有する文言により準用する。

第19条 税の免除

カジノ税、追加税及び利得税の納付により、カジノ事業者は、カジノの運営と直接関連する州税及び市町村税の支払を免除される。

第20条 カジノ税、追加税及び利得税についての市町村の取り分

カジノ又は支店のある市町村（立地市町村）には、カジノ税、追加税及び利得税の一部が与えられる。市町村の取り分は、納付すべき売上税支払負担を控除される前のカジノ税の15%、追加税の15%及び利得税の15%を上回ってはならない。財政を管轄する省は、賭博を管轄する省と合意の上、市町村の取り分の額を法規命令によって定める権限を有する。

第21条 秩序違反（略）

第22条 基本権の制限

この法律の規定に基づき、情報の自己決定に対する権利（ザールラント憲法第2条）及び住居不可侵に対する権利（[ドイツ連邦共和国]基本法第13条、ザールラント憲法第16条）を制限することができる。

第23条 手数料

ザールラント手数料法⁽¹³⁾の規定により、管轄官庁のすべての職務行為について、一般手数料表の布告に関する命令の2008年1月1日から効力を有する附則（一般手数料表）に定める手数料を徴収しなければならない。

（さいとう じゅんこ）

(13) Gesetz Nr. 800 über die Erhebung von Verwaltungs- und Benutzungsgebühren im Saarland (SaarlGebG). 州の行政庁等の職務行為及び公共施設等の利用に対する手数料の徴収等について定める。

営業法（抄）

Gewerbeordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 22. Februar 1999 (BGBl. I S. 202),
das zuletzt durch Artikel 10 des Gesetzes vom 15. April 2015 (BGBl. I S. 583) geändert worden ist

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子訳

第 33c 条 利得可能性のあるゲーム機

- (1) ゲーム結果に影響を与える技術的装置を備え、利得の可能性を提供するゲーム機を業として設置しようとする者は、管轄官庁の許可を受けなければならない。許可を得た者は、連邦物理工学研究所が認定した型式のゲーム機を設置することができる。[管轄官庁は、]公衆、客若しくは営業地若しくは隣接地の住民の保護又は青少年保護のために必要な限りにおいて、[ゲーム機の]設置場所に関して条件を付すことができ、同様の要件の下で、事後的に条件を付加し、変更し及び補足することができる。
- (2) 次の各号に掲げる場合には、[管轄官庁は、]許可を拒否しなければならない。
 1. ゲーム機の設置に必要な信用を申請者が有しない旨が事実に基づき推定される場合。重罪、窃盗、横領、恐喝、盗品等蔵匿、資金洗浄、不法に獲得した財産的価値の隠匿、詐欺、背任、無許可の賭博開催、無許可の賭博への参加又は青少年保護法第 27 条に規定する軽罪を理由として、申請前 3 年以内に有罪判決が確定した者は、原則として、必要な信用を有しないものとする。
 2. 申請者が、商工会議所の証書により、当該業の実施に必要とされる利用者保護及び青少年保護に関する知識の研修に参加したことを証明しない場合
 3. 申請者が、賭博の有害な影響の予防措置を記載した社会的コンセプトで、公認された機関が作成したものを有することを証明しない場合
- (3) 事業主は、設置場所が第 33f 条第 1 項第 1 号に基づく実施規定に適合することを管轄官庁が文書により確認した場合に限り、第 1 項に規定するゲーム機を設置することができる。ゲーム機が飲食店に設置される場合には、これが酒類販売店、レストラン又は宿泊施設のいずれであるかを確認書に記載しなければならない。ゲーム機が設置される地区の管轄官庁は、事業主及びゲーム機が設置される事業所の所有者に対して、第 1 項第 3 文に規定する命令を発することができる。ゲーム機の設置者は、第 2 項第 2 号に規定する要件を満たす者のみを雇用することができる。

第 33d 条 利得可能性のある他のゲーム

- (1) 利得可能性のある他のゲームを業として開催しようとする者は、管轄官庁の許可を受けなければならない。公衆、客若しくは営業地若しくは隣接地の住民の保護又は青少年保護のために必要な限りにおいて、許可に期限及び条件を付すことができ、同様の要件の下で、事後的に条件を付加し、変更し及び補足することができる。
- (2) 申請者は、連邦刑事庁が発行する保証書 [Unbedenklichkeitsbescheinigung]⁽¹⁾ 又はその写しを有する場合に限り、許可を受けることができる。

* 翻訳にあたっては、日工組社会安全財団ウェブサイト (<https://www.syaanken.or.jp/?p=490>) 『諸外国のゲーミング規制について—ドイツ・フランス・イギリスの場合—』社会安全研究財団, 2002 の営業法の翻訳を参考にした。インターネット情報は、2015 年 5 月 29 日現在のものである。訳文中 [] 内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

(1) 連邦刑事庁による保証 (Erteilung der Unbedenklichkeitsbescheinigung) は、憲法上の懸念がないことを保証する行政行為である。Peter J. Tettinger et al., *Gewerbeordnung: Kommentar*, 8. Aufl., München: Beck, 2011, S. 385.

- (3) [管轄官庁は、]他のゲームの開催に必要な信用を申請者又はゲームが開催される事業所の事業主が有しない旨が事実に基づき推定される場合には、許可を拒否しなければならない。第 33c 条第 2 項第 1 号後半部分を準用する。
- (4) 許可した際に第 3 項に規定する事実が明らかでなかった場合には、[管轄官庁は]許可を取り消さなければならない。次の各号に掲げる場合には、許可を撤回しなければならない。
1. 許可後に第 3 項に規定する事実が発生した場合
 2. 許可の際の条件に違反してゲームが開催されている場合
 3. 保証書が取り消された場合又は撤回された場合
- (5) ゲームの開催に際して許可に付された条件が遵守されていない場合又は青少年保護法第 6 条の規定に違反する場合には、[管轄官庁は]許可を撤回することができる。

第 33e 条 型式認定及び保証書

- (1) ゲーム機又はその複製品⁽²⁾の型式の認定及び他のゲームの保証書(第 33c 条及び第 33d 条)は、利用者が短時間に著しい損失を被るおそれがある場合には、拒否しなければならない。第 33d 条に規定する他のゲームについては、ゲームの条件の変更又は当該ゲーム設備の改修により、当該ゲームを容易に刑法典第 284 条にいう賭博として開催することができる場合にも、保証書の発行を拒否することができる。第 2 文にいう拒否事由は、特に、次の各号に掲げる場合に存在する。
1. カード、サイコロ又は玉を用いたゲームで、刑法典第 284 条にいう賭博から派生したものである場合
 2. 審査時に提出された条件では、当該ゲームを経営的に営業することができない場合
- (2) 拒否が正当化されるであろう事実が明らかになった場合、申請者が認定されたゲーム機の認定証に記載された特性を変更した場合又は懸念がないとされたゲームを承認されていない条件で開催した場合には、認定の全部若しくは一部又は保証書の全部を取消し又は撤回しなければならない。
- (3) 認定及び保証書には期限及び条件を付すことができる。
- (4) 第 33d 条に規定するゲームで、連番を付して製造されたものについては、提出されたゲーム機には保証書を、複製品については保証書の写しを発行すればよいものとする。

第 33f 条 実施規定制定の授權

- (1) 連邦経済技術省は、第 33c 条、第 33d 条、第 33e 条及び第 33i 条の規定の実施に際し、射幸心の抑制、公衆及び利用者の保護並びに青少年の利益のために、連邦内務省、連邦保健省及び連邦家族高齢者女性青少年省の了解を得て、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、次の各号に定める事項を行うことができる。
1. ゲーム機の設置又はゲームの開催を特定の産業部門、事業所又は催しに制限すること及び事業所に設置するゲーム機の数又は他のゲームの開催の数を制限すること。
 2. 業の実施に際しての権利及び義務の範囲に関する規定を定めること。
 3. 認定又は保証書の発行のために、以下の事項に係る特定の要件を定めること。
 - a) ゲームの種類及び方法
 - b) 利得の種類
 - c) 最高賭金額及び最高利得額

(2) 提出したゲーム機の雛形が基準を満たすと、その型式が認定され、製造者は認定書をもらう。この認定書があれば、複製品の製造・販売の権利が与えられる。ibid., S. 392.

- d) 負けゲーム数に対する勝ちゲーム数の割合
 - e) 特定数のゲームにおける利得額に対する賭金の割合
 - f) 1のゲームの最短時間
 - g) ゲーム機の技術的な仕様及び表示
 - h) 利用者がゲーム機においてゲームを行なう際に必要な本人識別手段⁽³⁾。特に、その発行、アクティブ化、有効期間及びセキュリティ要素
 - i) ゲーム規則及び利得計画の掲示並びに認定証又は認定証の写し、認定票及び保証書又は保証書の写しの用意
4. ゲーム機が設置される事業所又はゲームが開催される事業所の事業主の義務に関する規定を定めること。
 5. 第33c条第2項第2号に規定する研修参加証明及び証明手続に係る要件並びに証明義務の特例を定めること。
- (2) [以下に示す連邦省は、]さらに、次の各号に掲げる法規命令を制定することができる。
1. 連邦経済技術省は、連邦内務省の了解を得て、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、以下の事項を定めることができる。
 - a) ゲーム機の型式の検査及び認定並びに祭典、射撃祭又はこれらに類する催しのために設置される景品獲得ゲーム機で、その仕様上統計学的な検査を必要としないものの設置期間の延長に係る連邦物理工学研究所の手続
 - b) 連邦物理工学研究所の個々の公的サービスに対する手数料及び立替金に関する規定
 2. 連邦内務省は、連邦経済技術省の了解を得て、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、以下の事項を定めることができる。
 - a) 保証書の発行に係る連邦刑事庁の手続
 - b) 連邦刑事庁の個々の公的サービスに対する手数料及び立替金に関する規定

第33g条 許可を受ける義務の制限及び拡大

連邦経済技術省は、連邦保健省及び連邦家族高齢者女性青少年省の了解を得て、連邦参議院の同意を必要とする法規命令により、次の各号に定める事項を定めることができる。

1. 第33d条第1項第1文にいう特定の他のゲームの開催の場合において、当該ゲームが主として娯楽を目的としており、許可を義務付けることに公益がない場合には、許可を受ける必要はないこと。
2. 団体又は閉鎖的な協会において慣習的に行なわれるゲームのためのゲーム機の業としてではない設置及び業としてではない他のゲームの開催についても、その規制に公益が認められる場合には、第33c条及び第33d条の規定を適用すること。

第33h条 カジノ、富くじ及び賭博

第33c条から第33g条までの規定は、次の各号に掲げる事項には適用しない。

1. カジノの許可及び運営
2. 富くじ及び当てくじの開催。ただし、祭典、射撃祭又はこれらに類する催しにおいて業として開催される当てくじで、少価の景品を獲得できる可能性を提供するものを除く。

(3) 具体的には、ゲーム参加カード (Spielkarte) をいう。BT-Drucksache 17/10961, S. 12.

3. 第 33d 条第 1 項第 1 文にいう他のゲームの開催で、刑法典第 284 条にいう賭博であるもの

第 33i 条 ゲームセンター及びこれに類する事業

- (1) 専ら又は主として、第 33c 条第 1 項第 1 文にいうゲーム機の設置又は第 33d 条第 1 項第 1 文にいう他のゲームの開催を目的とするゲームセンター又はこれに類する事業を業として営もうとする者は、管轄官庁の許可を受けなければならない。公衆、客又は営業地若しくは隣接地の住民を危険、著しい不利益又は著しい迷惑から保護するために必要な限りにおいて、許可に期限及び条件を付すことができ、同様の要件の下で、事後的に条件を付加し、変更し及び補足することができる。
- (2) 次の各号に掲げる場合には、[管轄官庁は、]許可を拒否しなければならない。
1. 第 33c 条第 2 項第 1 号又は第 33d 条第 3 項に掲げる拒否事由がある場合
 2. 事業空間が、その性状又は位置ゆえに警察上の要件を満たさない場合
 3. 当該事業により、青少年の危機、射幸心の過度な煽動、連邦環境汚染防止法にいう環境への有害な影響又は公衆、隣人若しくは公益施設への受忍限度を超えた他の負担のおそれがある場合

（わたなべ ふくこ）

ザールラント・ゲームセンター法 (抄)
Saarländisches Spielhallengesetz (SpielhG)(Art. 5 des Gesetzes Nr. 1772)
vom 20. Juni 2012(Amtsbl. I S. 156, 171)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
専門調査員 国土交通調査室主任 齋藤 純子訳

第1条 目標及び適用範囲

- (1) この法律の目標は、ゲームセンターの領域について次の各号に掲げる事項とし、これらに順位を付さない。
1. 賭博依存症の発生を防止し、効果的な依存症対策の基盤を築くこと。
 2. 無許可の賭博の適当な代替物となる賭博を限定的に提供することにより、住民の生来の射幸心を、整序され、監視された方向に誘導し、闇市場 [Schwarzmärkte] での無許可の賭博の発展及び拡大に対抗すること。
 3. 青少年及び利用者の保護を保障すること。
 4. ゲームセンターの適正な運営、詐欺的謀略からの利用者の保護並びにゲームセンターの運営に関連した副次的犯罪及び付随犯罪の防止を確保すること。
- (2) この法律にいうゲームセンター又はこれに類する事業とは、専ら又は主として営業法第33c条第1項第1文にいうゲーム機の設置又は第33d条第1項第1文にいう他のゲームの開催を目的とする常設の事業又は事業の一部をいう。
- (3) なお、この法律に別段の定めがない限り、営業法及び利得可能性のあるゲーム機及び他のゲームに関する命令（ゲーム機令）並びにこれらの法規に基づき定められた規定をその時点で効力を有する文言により引き続き適用する。

第2条 許可

- (1) ゲームセンターを運営するためには、この法律に基づき許可を受けなければならない。なお、他の法規の規定に基づく許可の必要については、従前のおりとする。
- (2) 第1条第1項の目標の達成及び公衆、客又は営業地若しくは隣接地の住民を危険、著しい不利益又は著しい迷惑から保護するために必要な場合には、許可に期限を付さなければならず、許可に事後的に附款を付すこともでき、又は撤回を留保して許可を行うことができる。
- (3) ザールラント行政手続法第49条⁽¹⁾の規定が適用される場合の他、特に次の各号のいずれかに掲げる場合には、許可を撤回することができる。
1. 第3条又は営業法第33c条第2項若しくは第33d条第3項に規定する許可の拒否を正当化する事実が事後的に生じた場合
 2. この法律の規定及び当該許可により課された義務に許可保持者が違反した場合
- (4) 許可保持者は、許可を行うために重要な事実のあらゆる変更を管轄官庁に遅滞なく届け出る義務を負う。

第3条 拒否理由

- (1) 営業法第33c条第2項又は第33d条第3項の規定に掲げる理由に基づく拒否に加えて、次の各号のいずれかに掲げる場合には、許可を拒否しなければならない。
1. ゲームセンターの運営がこの法律の目標及び規定に反する場合

* 訳文中 [] 内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

(1) 適法な行政行為の撤回について定める。

2. ゲームセンターの運営によって、特に青少年の危機、射幸心の過度な煽動、2002年9月26日の文言の連邦環境汚染防止法（連邦法律公報第I部3830ページ；2011年11月8日の法律（連邦法律公報第I部2178ページ）第8章による最終改正）にいう環境への有害な影響又は公衆、隣人又は公益施設への受忍限度を超えた他の負担のおそれがある場合

(2) さらに、次の各号に掲げる場合には、許可を拒否しなければならない。

1. 特に共同建築物又は複合施設等の同一の建物に他のゲームセンターが1又は複数ある場合（重複許可）
2. 他のゲームセンターとの間隔が500メートルの最低距離を下回っている場合

第4条 ゲームセンターの外観及び広告に関する条件

(1) ゲームセンターの外観には、ゲーム運営又はゲームセンターで提供されるゲームの広告があってはならず、特に人目を引く外観によりゲーム運営の追加的な誘因を創出してはならない。

(2) 未成年者又は同様に[依存症の]危機にある者を対象としたゲームセンターの広告は、許されない。誤解を招く広告、特に利得機会又は利得の種類及び額に関する不適切な表示を含むものは、これを禁ずる。

(3) ゲームセンターにおいては、全てのゲーム機席から見えるように時計を掛けなければならない。さらに、次の各号に掲げる事項は、これを禁ずる。

1. ジャックポットを用いた勧誘
2. インターネット端末の提供
3. 有料の食事又は飲料の提供
4. 無料のアルコール飲料の提供
5. ゲームセンター内の附属の隔離空間以外での喫煙。この隔離空間内では、食事又は飲料の有料及び無料の提供は、禁止される。

第5条 青少年保護、社会的コンセプト及び情報提供

(1) 未成年者のゲームセンターへの入場は、許されない。許可保持者は、官庁の証明書の確認又はこれに類する身元確認により、未成年者がゲームセンターに立ち入らないことを確保する。

(2) 許可保持者は、利用者に対し責任意識をもったゲーム参加を促し、賭博依存症の発生を予防する義務を負う。この目的のために、許可保持者は、州政府の依存症問題受託者によって認可された社会的コンセプトを提出し、従業員に対して研修を行い及びこの法律の一部である附則「賭博依存症の回避及び対策のための指針」の基準を守らなければならない。社会的コンセプトにおいては、社会的に有害なゲーム機の影響を予防する措置及び当該有害な影響の除去方法を定めなければならない。

(3) ゲームセンターの許可保持者は、得失の可能性、提供する利得可能性のあるゲーム機及び利得可能性のある他のゲームによる依存症のリスク、未成年者の参加禁止並びに相談及び治療の制度を説明し、ゲームに関連するあらゆる情報を提供しなければならない。ゲームセンターの許可保持者は、全国统一の電話番号による電話相談について教示しなければならない。

第6条 ゲーム禁止

次の各号に掲げる者のゲーム参加は、許されない。

1. 未成年者

2. ゲームセンターの許可保持者、社員及びその代理人
3. ゲームセンター及びその附属事業所の従業員
4. [ゲームセンターの]監督に關与する者

第7条 営業休止時間

- (1) ゲームセンターの営業休止時間は、毎日4時に開始し、10時に終了する。
- (2) 公共の需要又は特別な地域の事情がある場合には、特に近接住民の保護のために、市町村は、営業休止時間の開始を繰り上げ、終了を繰り下げることができる。

第8条 義務

- (1) 許可保持者は、ゲーム機令から生じる義務を負うほか、ゲームの目的のために、特に、信用を供与し、又は委任を受けた者を通して供与させ、及びその事業所の従業員がこのような信用を供与することを許してはならない。
- (2) 許可保持者は、ゲーム機令から生じる義務を負うほか、現金自動支払機又は利用者が金銭を調達することのできる他の機器若しくは設備の設置を可能にし、容認し、又は助長してはならない。

第9条 管轄、権限及び監督

- (1) この法律の執行を管轄する官庁は、州行政庁⁽²⁾とする。第2条にいう許可又は許可の拒否及び第12条にいう免除は、当該ゲームセンターが所在する地域の市町村の了解を得て州行政庁が行う。
- (2) 管轄官庁は、この法律の遵守のために必要な命令を発することができる。管轄官庁には、この目的のために、営業法に基づく権限及びその職員によるゲームセンター及びこれに類する事業所への立入りの権限が与えられる。住居不可侵の基本権（[ドイツ連邦共和国]基本法第13条及びザールラント憲法第16条）は、この権限により制限される。
- (3) この法律の規定による決定及び命令の際には、行政裁判所法第8章による予備手続は、行われぬ。決定及び命令に対する訴えは、執行延期の効果を有さない。
- (4) 専門監督官庁は、営業法を管轄する省とする。

第10条 回避禁止

法律行為若しくは会社法による具体化又はこの法律の規定の回避に適した事情により、許可保持者に課される義務を免れることはできない。

第11条 秩序違反（略）

第12条 経過規定及び末尾規定（略）

附則 ゲームセンター法第5条第2項に規定する「賭博依存症の回避及び対策のための指針」

賭博依存症の回避及び対策のために、次の指針を適用する。

1. ゲームセンターの運営者は、次の事項を行う。
 - a) 社会的コンセプト作成受託者を任命すること。
 - b) 運営者が提供するゲームが賭博依存症の発生に与える影響に関するデータを収集し、当該影響に関して及び利用者の保護のために講じた措置の成果に関して、監督官庁に対して2年ごとに報告すること。
 - c) 賭金額又はゲーム頻度の突然の増加のような問題のあるゲーム行動の早期発見のた

(2) Landesverwaltungsamt. 内務スポーツ省の下部機関。ザールラント行政構造改革法に基づき2008年1月に創設。

- めに、使用する従業員を研修すること。
- d) ゲームセンターの従業員に、運営者が提供する賭博をさせないこと。
 - e) 利用者が自らの危険を判断することができるようにすること。
 - f) 全国統一の電話番号による電話相談窓口を設けること。
2. 最高利得額に関する情報には、得失の可能性についての説明を付さなければならない。
 3. 管理職の報酬は、売上げに依拠して算定してはならない。

（さいとう じゅんこ）